

横須賀市地域防災計画
風水害対策計画編
(改訂素案)

横須賀市防災会議
(令和4年3月)

横須賀市地域防災計画 風水害対策計画編

目次

【第1部 総則】

第1章 計画の方針

【風水害】第1部 総則 — 頁番号

- | | |
|-----------------------------|---|
| 第1節 計画の構成 | 1 |
| 第2節 横須賀市地域防災計画「風水害対策計画編」の方針 | 1 |

第2章 本市の概況

- | | |
|--------------|---|
| 第1節 自然的条件 | 3 |
| 第2節 下水道施設の概況 | 4 |

第3章 風水害による被害の想定

- | | |
|------------|---|
| 第1節 想定気象状況 | 5 |
| 第2節 被害の想定 | 5 |

第4章 降灰による被害の想定

- | | |
|--------------|---|
| 第1節 想定する火山噴火 | 7 |
|--------------|---|

第5章 市民、自主防災組織、事業者の役割

- | | |
|---------------|---|
| 第1節 市民の役割 | 8 |
| 第2節 自主防災組織の役割 | 8 |
| 第3節 事業者の役割 | 8 |

第6章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

- | | |
|-------------------|---|
| 第1節 本市が行うべき業務の大綱 | 9 |
| 第2節 防災関係機関等の業務の大綱 | 9 |

【第2部 災害予防計画】

第1章 風水害に対する災害予防対策

【風水害】第2部 災害予防計画 — 頁番号

- | | |
|--------------------|----|
| 第1節 風水害に対する予防対策の方針 | 17 |
| 第2節 気象警報及び注意報等 | 17 |
| 第3節 噴火警報等 | 23 |

第2章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節	風水害に備えた計画的なまちづくりの推進	25
第2節	河川洪水の予防	25
第3節	内水氾濫の予防	28
第4節	高潮災害の予防	28
第5節	土砂災害の予防	31
第6節	その他都市施設の防災化の推進	34
第7節	ライフライン施設の強化	35
第8節	公共の空地、施設の事前把握	36
第9節	円滑な復興・復旧のための事前対策	36

第3章 防災力強化の取り組み

第1節	消防力の整備・強化	37
第2節	情報受伝達体制の整備	37
第3節	防災備蓄の推進及び給水体制の整備	37
第4節	学校等の防災力の強化	38

第4章 避難体制の整備

第1節	風水害時の避難	39
第2節	風水害時避難所等	40
第3節	浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備	41
第4節	土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備	42
第5節	地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備	43

第5章 災害対応組織の整備

第1節	初動体制の強化	44
第2節	災害に対する組織体制	44

第6章 災害に強い人づくり・地域づくりの推進

第1節	防災意識の普及啓発	47
第2節	災害ボランティア活動の環境整備	48
第3節	災害に強い地域づくりの推進	48
第4節	要配慮者対策の推進	48
第5節	児童福祉施設等における防災対策の推進	51
第6節	男女共同参画の推進と多様な性の尊重	51

【第3部 災害応急対策計画】

【風水害】第3部災害応急対策計画 — 頁番号

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要	53
第2節 災害応急対策活動の方針	53

第2章 災害対応組織の設置

第1節 風水害発生時の配備指令の発令	54
第2節 災害警戒本部等の設置・運営	55
第3節 災害対策本部の設置	56
第4節 災害対策本部の組織と運営	57

第3章 職員の配備・参集

第1節 職員の配備	58
第2節 職員の参集	58
第3節 参集・配備の手順及び留意事項等	58

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等にかかる基本方針	60
第2節 災害対策本部での情報の収集	60
第3節 情報の受伝達体制の確立	61
第4節 気象警報等情報の収集及び報告等	61
第5節 市民等への情報伝達	63

第5章 避難対策

第1節 避難対策にかかる基本方針	65
第2節 避難情報の発令	65
第3節 風水害時避難所等の開設・運営	71
第4節 要配慮者の避難対策	72
第5節 帰宅困難者等への対応	72

第6章 消防・救急

第1節 風水害時における活動指針	73
第2節 救助・救急活動	73

第7章 水防対策

第1節 水防活動の基本方針	74
第2節 警戒監視	75
第3節 水防活動	76

第8章 土砂災害対策	
第1節 警戒期における対策	78
第2節 二次災害防止対策	79
第9章 雪害対策	
第1節 基本方針	80
第2節 応急活動体制	80
第3節 交通・ライフライン対策	81
第10章 火山灰対策	
第1節 基本方針	82
第2節 応急活動体制	82
第3節 交通・ライフライン対策	83
第11章 医療救護対策	
第1節 医療救護活動にかかる基本方針	84
第12章 保健衛生・防疫対策	
第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針	84
第13章 緊急輸送・交通規制対策	
第1節 緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針	85
第14章 障害物の除去・災害廃棄物等の処理	
第1節 障害物除去にかかる基本方針	86
第2節 災害廃棄物等の処理にかかる基本方針	86
第15章 学校等の応急対策	
第1節 災害時の学校教育実施等にかかる基本方針	86
第16章 公共施設対策	
第1節 公共施設の応急対策にかかる基本方針	87
第17章 被災宅地の危険度判定	
第1節 被災宅地の危険度判定の実施	87
第18章 被災者の生活支援	
第1節 被災者の生活支援にかかる基本方針	87

【第4部 復旧・復興計画】

第1章 復旧・復興事業の推進

【風水害】第4部 復旧・復興計画 — 頁番号

第1節	風水害時における復旧・復興事業推進のための基本方針	89
第2節	激甚災害の指定	89
第3節	災害復旧の推進	90

第2章 復旧・復興財源の確保

第1節	財政需要見込み額の算定	91
第2節	財源確保対策	91

第3章 生活再建支援及び地域復旧対策計画

第1節	被災者の生活再建支援対策	93
第2節	その他地域復旧のための対策	93

(別紙) 地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の方針

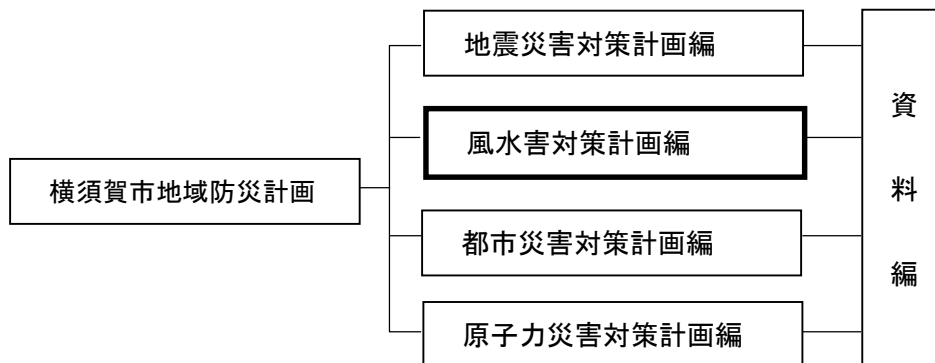
第 1 節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4 編で構成している。

なお、災害対策基本法第 42 条の 2 の規定に基づき、地区居住者等からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、別に定める手続きにより必要と認められたものを、横須賀市地域防災計画に定めることとする。

また、各編に必要な資料を「資料編」として編集している。



2 計画の修正

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、横須賀市国土強靱化地域計画との整合性及び災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画との関連性を有する。

第2節 横須賀市地域防災計画「風水害対策計画編」の方針

1 計画の目的

横須賀市地域防災計画「風水害対策計画編」（以下、本計画）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目的とする。

2 計画の構成・内容

本計画は、風水害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部署の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

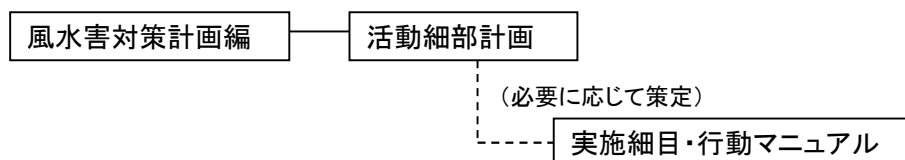
なお、本計画の構成及び主な内容は次のとおりとし、本計画に定めのない事項は「地震災害対策計画編」の計画項目を準用する。

構成	主な内容
第1部 総則	本市における風水害の被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	風水害への警戒から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 災害復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など

3 活動細部計画

各部署は、本計画に基づく対策の実施に関し、活動細部計画を策定する。

なお、活動細部計画は随時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



4 計画の習熟

各部署及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

1 気候

本市の気候は、広域的には太平洋側の気候区分に分類され、三方が海に囲まれていることから、比較的平穏良好で温暖な気候である。

年平均気温は16℃前後で、年間降水量は、概ね1,500mmから2,000mmの間でここ10年間は推移している。

2 地形

本市は、地形的に、北帯山地、中帯山地および南帯山地に大別され、標高100～200m程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、この丘陵地の東側と南側に比較的上面が平坦な台地が分布し、宅地や農地に利用されている。

低地は、谷部と海岸部に分布し、比較的広い低地は小田和湾岸と平作川流域に広がるにすぎず、東京湾岸などの海岸部には狭い低地と埋立地が点在している。

一方、西側は相模湾に接しており、海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されている。

3 地質

市域の基盤は、数100万年以前に堆積した葉山層群や三浦層群と、それよりやや新しい本市北部に分布する上総層群からなっている。これらの基盤は泥岩、砂岩等の軟らかい岩石から構成されている。

丘陵や台地の一部にはやや新しい時代の相模層群がこれらの基盤を覆っている地域もある。相模層群は砂礫や砂などからなり、本市東部の小原台地や南部の宮田台地に厚く分布している。また、台地の上部や丘陵の頂部には富士山や箱根火山の噴火による火山灰から成る関東ローム層がところにより覆っている。

山地や台地は浸食されて部分的に谷となり、新しい堆積物によって覆われ、さらに川を流下した土砂が海岸部に堆積している。特に、平作川流域は厚さ50m以上に達し、軟弱層の厚い地域となっている。

また、近年では海岸部や谷部を埋めた人工地盤から成る盛土地や埋立地が目立ち、盛土は泥岩やローム（粘性質の高い土壌）などを材料として盛られ、埋立地は砂などから形成されている。

4 河川

本市域を流れる河川は、県管理河川である二級河川が4河川（総延長：11,130m）、市の管理河川である準用河川が9河川（総延長：14,645m）、普通河川が30河川（総延長：23,510m）となっている。

第2節 下水道施設の概況

1 管渠

市内地区ごとの整備率を見ると、下町、追浜及び上町処理区については、整備率がかなり高くなっているが、相模湾側の西処理区は整備率が低く、今後もさらに整備を進める必要がある。

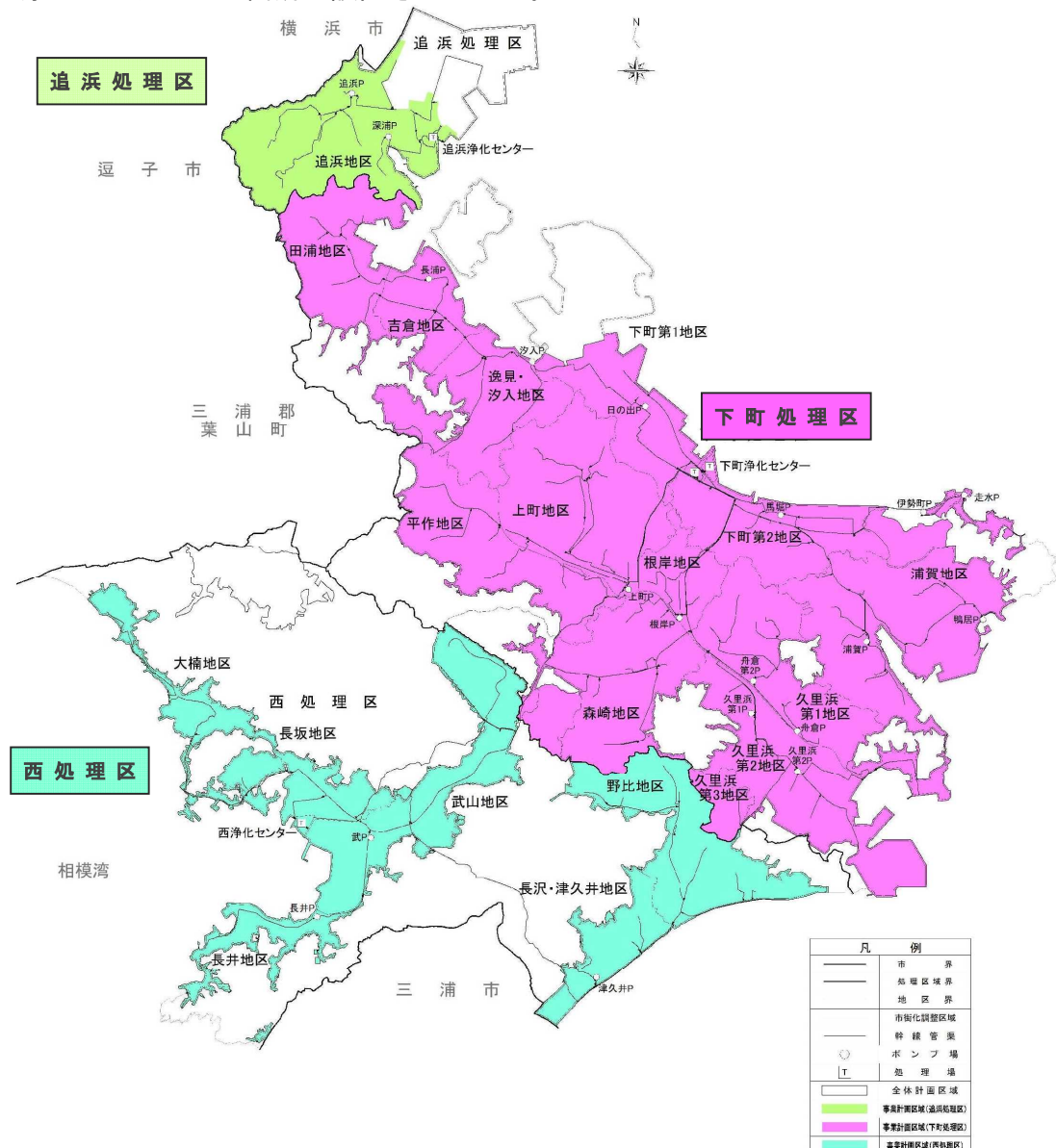
2 ポンプ場

下水道は自然流下による排水を原則としているが、地形上これが困難な地区についてはポンプ場を19箇所設置している。

このうち、雨水排水を行うポンプ場は11箇所である。

3 浄化センター

浄化センターは3箇所が設置されている。



第3章 風水害による被害の想定

風水害における被害の想定は、過去の風水害を基礎資料として被害の様相を想定するもので、風水害による被害の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

第1節 想定気象状況

風水害の被害を想定する上での基準としては、過去に本土に上陸した最大級の台風と、本市に最大の風水害被害をもたらした集中豪雨とする。

1 台風

想定する風水害のうち、台風としては、過去に本土に上陸した最大級の台風を基礎とするものとし、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、昭和24年のキティ台風よりやや東のコースを進むとした場合を想定する。

台風の諸元	中心気圧	929.5 hPa
	速度	55 km/h
	暴風域	半径 300 km
	風向	北北東（通過前）・南南東（通過後）
	最大風速	37 m/s（最大瞬間風速 60 m/s）
	総雨量	400 mm
	潮位	東京湾：3.07 m、相模湾：2.87 m

2 集中豪雨

想定する風水害のうち、台風によらない集中豪雨としては、概ね10年に1回の確率で降る大雨（1時間雨量60mm）が2時間以上連続し、かつ、昭和49年の七夕水害時の24時間雨量250mmを超える場合を想定する。

3 大雪

本市は温暖な気候のため、降雪は一年に数回程度であるとともに、積雪もほとんど発生しない。

しかし、気候条件によっては数十年に1回という大雪に見舞われる場合もあり、本計画においては、平成26年2月の大雪を想定する。

第2節 被害の想定

1 被害想定

風水害は、気象、地形・地質、都市構造等の複数の要因が重なり合って発生することが多く、更にはその発生も突発的なものもあるため、定量的に被害予測をすることは困難である。

このことから、第1節に想定する気象状況下等での過去の被害状況を基礎資料とするとともに、これに起因して発生する可能性がある浸水、洪水、高潮、土砂災害、積雪等を想定することとする。

2 風水害の履歴

本市における戦後の主な災害の中で、災害救助法が適用された風水害は次のとおり。

年月日	種別	被害状況
S24. 8. 31~9. 1	台風 (キティ台風)	全壊 23 世帯、半壊 1 世帯、重傷 1 名
S33. 9. 26~27	台風 (台風 22 号)	全壊 53 世帯、半壊 70 世帯、床上浸水 885 世帯、 床下浸水 3,758 世帯、死亡 4 名、重傷 11 名
S36. 6. 28	集中豪雨	全壊 98 世帯、半壊 70 世帯、床上浸水 876 世帯、 床下浸水 3,358 世帯、死亡 16 名、重傷 11 名
S49. 7. 8	集中豪雨	全壊 113 世帯、半壊 64 世帯、床上浸水 3,402 世帯、床下浸水 3,384 世帯、死亡 13 名、重傷 10 名

第4章 降灰による被害の想定

第1節 想定する火山噴火

1 噴火による影響範囲

気象庁では、富士山の噴火警戒レベルを「1（活火山であることに留意）」としており（令和3年7月現在）、気象庁等において、監視・観測が行われているほか、関係市町から成る富士山火山防災対策協議会が設置され、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討が進められている。

また、富士山火山広域防災検討会において、神奈川県内は最大噴火の場合でも流下物による危険はないが、降下物の影響が及ぶ可能性がある第5次ゾーンの範囲に該当する。

ゾーン	範囲の考え方			
第1次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、瞬時に降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第2次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、短時間（3時間以内）で降下物・流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第3次ゾーン	天候・風向等にかかわらず、やや時間をおいて（3時間以上）流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第4次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物による危険の及ぶ可能性がある。			
第5次ゾーン	現状で想定される最大規模の噴火でも、流下物による危険のおそれはないが、降下物による影響の及ぶ可能性がある。			
	<table border="1"><tbody><tr><td>降下物危険ゾーン</td><td>大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）</td></tr><tr><td>降下物注意ゾーン</td><td>飛来する火山れき等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）</td></tr></tbody></table>	降下物危険ゾーン	大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）	降下物注意ゾーン
降下物危険ゾーン	大量の火山灰等堆積により、堅固でない建物が崩壊する可能性がある。（大量の火山灰（降灰堆積厚約30cm以上）・火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）			
降下物注意ゾーン	飛来する火山れき等により、屋外にいる人に危険が及ぶ可能性がある。（火山灰とともに直径数cmの火山れき等が降下している（またはそのおそれがある）範囲）			

2 被害想定

神奈川県内は、富士山噴火時における避難対策の第5次ゾーンに位置付けられており、風向きによっては2cm以上の降灰が予想されている。

第5章 市民、自主防災組織、事業者の役割

風水害の被害を最小限に抑えるためには、市民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。それぞれが災害に対して適切な行動をとるための、日頃からの心構えや役割等は次のとおりである。

第1節 市民の役割

風水害は、市民の一人ひとりが正しい知識を持ち、普段からの備えと災害時の冷静な行動により被害を最小限に抑えることが可能である。

特に、台風接近や大雨が予測される場合には、事前から気象情報を入手し、自宅や自宅の周囲の状況に応じた身を守る行動をとることが大切である。

また、風雨が強い状況下での屋外を移動する避難行動（特に、夜間における行動）は、かえって危険が伴う場合があることを鑑み、土砂災害や浸水のおそれがある場合には、がけから離れた2階以上の階へ移るなど、自宅内での安全確保をすることや、台風の接近上陸によって自宅が暴風雨による被害を受けるおそれがある場合には、天候悪化前に自主的に避難を行うなど、状況に応じた行動が求められる。

更には、実際に避難が必要な局面では、地域での協力が不可欠であることから、日頃から地域で行われる防災訓練に参加するなど、風水害に対する防災力・対応力を高める必要があるとともに、共助（地域の助け合い）を大切にし、高齢者、障害者等の要配慮者を地域ぐるみで災害から守るように努めることも必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的であるため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図る必要がある。

ついては、自主防災指導員が中心に自主防災訓練の実施や定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

第3節 事業者の役割

風水害については、事業者が被る経済的損害や事業継続の困難性は、震災に比べて低いと思われるが、災害規模によっては、震災時と同様に、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割が求められる。

そのため、震災対策を基本に日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めつつ、風水害を想定した災害対策の見直しをすることが求められる。

第6章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横 須 賀 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀市防災会議の事務 2 防災組織体制の整備 3 防災に関する調査研究、教育及び訓練 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備 6 消防活動、その他の応急措置 7 情報の収集・伝達及び広報 8 避難対策 9 被災者に対する救助及び救護の実施 10 保健衛生対策 11 文教対策 12 被害調査 13 復旧対策 14 その他の災害応急対策 15 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
---------	--

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東財務局 横浜財務事務所 (横須賀出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 2 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 3 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 4 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
神奈川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等事業場における労働災害の防止の指導・援助 2 建設現場の総括安全衛生管理の徹底 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 4 被災者の雇用対策
関東農政局 神奈川県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向等に関すること
関東運輸局 神奈川運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

<p>関東地方整備局 京浜港湾事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設等に係わる応急対策及び復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
<p>関東地方整備局 横浜国道事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練 2 水防に関する施設及び設備の整備 3 災害危険区域の選定 4 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 5 災害に関する情報の収集及び広報 6 水防活動の助言 7 災害時における交通確保 8 災害時における応急工事及び緊急対策事業の実施 9 災害復旧工事の施工 10 再度災害防止工事の施工
<p>第三管区 海上保安本部 横須賀海上保安部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与及び譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

東京管区気象台 横浜地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
国土地理院 関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

2 指定公共機関

東日本電信電話(株) 神奈川事業部 (株)NTTドコモ 神奈川支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 神奈川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務

日本放送協会 横浜放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の耐震整備 2 道路の保全 3 道路の災害復旧 4 災害時における緊急交通路の確保
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東京ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の災害予防措置 2 災害発生時の応急対策
日本通運(株) 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワー グリッド(株) 藤沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
日本郵便(株) (横須賀郵便局) (田浦郵便局) (久里浜郵便局) (株)ゆうちょ銀行 横須賀支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

3 指定地方公共機関

京浜急行電鉄(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
京浜急行バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(一社)横須賀市 医師会 (一社)横須賀市 歯科医師会 (一社)横須賀市 薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導 2 病院又は診療所への転送の手配 3 死亡の確認及び死体の検案 4 医薬品等の優先供給 5 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理 6 その他必要と判断した処置等
(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム 放送(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
(株)神奈川新聞社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県 住宅供給公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住宅の緊急貸付
(一社)神奈川県 トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(公社)神奈川県 LPガス協会 横須賀・三浦支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

4 神奈川県

神奈川県	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他の社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
------	---

5 神奈川県警察

神奈川県警察 (横須賀警察署) (田浦警察署) (浦賀警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒体制の確立 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 避難誘導、被災者の救出、その他人命の保護活動 4 行方不明者の調査、死体の検視・調査等 5 交通規制及び緊急交通路の確保 6 犯罪の予防・取り締まり、その他治安維持活動
--	---

6 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊東部 方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀地方総監部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
---	---

7 消防団

消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
-----	--

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院患者等の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入れ及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっ旋 4 被災農家に対する融資のあっ旋
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
産業経済団体 (横須賀商工会議 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備

第2部 災害予防計画

第1章 風水害に対する災害予防対策

第1節 風水害に対する予防対策の方針

近年、全国各地で台風や集中豪雨による洪水や浸水、土砂災害の甚大な被害が発生しているが、風水害は地震や突発的な都市災害と異なりある程度の予測がされることから、事前の対策次第で被害を軽減することが可能である。

そのため、本市に発表される風水害に関する予報や注意報、警報を適切に理解するとともに、被害が予想される場合の早期体制確立など、想定される気象状況や被害程度に応じた予防対策を実施する。

第2節 気象警報及び注意報等

1 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

(1) 特別警報

区分	種類	発表基準	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【警戒レベル5相当】	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合 【警戒レベル4相当】
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 警報・注意報

区分	種類	発表基準
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準：20
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準：90 【警戒レベル3相当】
注意報	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域＝15.6 【警戒レベル3相当】
	暴風	平均風速 25m/秒
	暴風雪	平均風速 25m/秒で雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ 10cm

区分	種類	発表基準	
警報	波浪	東京湾側 3.0m	相模湾側 5.0m
	高潮	東京湾側 1.7m	相模湾側 1.2m 【警戒レベル4相当】
注意報	大雨	表面雨量指数基準：14 土壌雨量指数基準：54 【警戒レベル2】	
	洪水	流域雨量指数基準：平作川流域=12.4 【警戒レベル2】	
	強風	平均風速 12m/秒	
	風雪	平均風速 12m/秒 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	東京湾側 1.5m	相模湾側 2.5m
	高潮	東京湾側 1.5m	相模湾側 1.0m 【警戒レベル3相当又は警戒レベル2】
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
	濃霧	視程が陸上 100m、海上で 500m	
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 55%以下	
	なだれ	現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
	低温	最低気温が、夏期は 16℃以下が数日継続、冬期は -5℃以下	
霜	最低気温が 4℃以下 発表時期は原則として 4月1日～5月20日		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報 (※)	1時間雨量 100mm		

(※) 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

2 その他の注意情報等

種 類	発表基準
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(神奈川県)で発表される。 【警戒レベル1(大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合)】
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 (「線状降水帯」に関する情報)	全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」がある。気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 警戒レベル4相当以上の状況で、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっており、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、神奈川県と横浜地方気象台から共同で発表される。横須賀市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 【警戒レベル4相当】
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【色が持つ意味と相当する警戒レベル】 <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」(濃い紫) : — ※ ・「非常に危険」(うす紫) : 【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤) : 【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄) : 【警戒レベル2相当】 ※警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

種 類	発表基準
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 【色が持つ意味と相当する警戒レベル】 ・「極めて危険」（濃い紫）：－ ※ ・「非常に危険」（うす紫）：【警戒レベル4相当】 ・「警戒」（赤）：【警戒レベル3相当】 ・「注意」（黄）：【警戒レベル2相当】 ※警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、特に高度な専門的知識や技術が必要な場合（河道閉塞、火山噴火や河道閉塞による湛水を起因する土石流）は国が、地滑りの場合は県が緊急調査を行い、被害が想定される区域・時期を市に通知する。

3 警報及び注意報の発表地域の細分

	一次細分区分	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
	神奈川県	東部	横浜・川崎
湘南			茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
三浦半島			横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西部		相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(1) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

(2) 二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域。市町村（東京特別区は区）を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

(3) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

4 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベルと状況	行動を市民に促す情報	警戒レベル相当情報（※1）		
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
【警戒レベル5】 災害発生又は切迫	緊急安全確保	大雨特別警報 （浸水害）	大雨特別警報 （土砂災害）	高潮氾濫発生 情報
【警戒レベル4】 災害のおそれ高い	避難指示	洪水キキクル （※2） 危険度分布： うす紫（非常に 危険）	土砂キキクル （※2） 危険度分布： うす紫（非常に 危険） 土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
【警戒レベル3】 災害のおそれあり	高齢者等避難	洪水警報 洪水キキクル （※2） 危険度分布： 赤（警戒）	大雨警報 （土砂災害） 土砂キキクル （※2） 危険度分布： 赤（警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する 高潮注意報
【警戒レベル2】 気象状況悪化	洪水、大雨、 高潮注意報	洪水キキクル （※2） 危険度分布： 黄（注意）	土砂キキクル （※2） 危険度分布： 黄（注意）	
【警戒レベル1】 今後気象状況悪化 のおそれ	早期注意情報			

（※1）警戒レベル相当情報が気象庁などから発表されても、同時に同じ警戒レベルの避難情報を市が発令するとは限らない。避難情報は、「第3部 第5章 避難対策」にあるとおり、時間帯や気象状況等を考慮しながら総合的に判断して発令する。

（※2）洪水キキクル：洪水警報の危険度分布
土砂キキクル：大雨警報（土砂災害）の危険度分布

第3節 噴火警報等

1 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

区 分	内 容
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、火山現象特別警報に位置付けられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

(2) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分される。なお、レベル4以上の噴火警報は、「特別警報」に位置付けられている。

種別	名称【略称】	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
	又は 噴火警報		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	又は 火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(3) 降灰予報

火山噴火に伴う火山灰は、その量に応じて様々な被害をもたらすため、気象庁が降灰量の予測を含め、噴火後に、どこにどれだけの量の火山灰が降るかについて発表するものである。

① 情報発表の流れ

(ア) 降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表される。

(イ) 降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴火の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表される。

(ウ) 降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表される。

2 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項等について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況およびその解説をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時

第2章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 風水害に備えた計画的なまちづくりの推進

1 基本的な考え方

本市はその地勢上、急傾斜地に近接した住家、流域が狭く短い河川、長い海岸線などの特徴があり、大型台風や集中豪雨が発生した場合、がけ崩れ、河川の急激な増水や内水氾濫、高潮など、さまざまな被害の発生が予想される。

そのため、地震災害のみならず、水害、土砂災害、高潮災害に対しても強いまちづくりを進め、地域の特性を考慮した各種事業・施策を体系的にとらえ計画的に推進する。

2 防災施設等の整備による風水害軽減の推進

(1) 水害の防止

道路や公共施設等の整備にあたっては、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を推進する。

また、新規の宅地開発においては、適切な雨水調整池の整備を推進する。

(2) 高潮災害の防止

海岸保全施設の適切な維持管理と新設による防護水準の確保を図る。

(3) 土砂災害の防止

急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域など、土砂災害の危険性の高い地区においては、必要に応じた擁壁や排水施設の設置など、防災工事を推進する。

第2節 河川洪水の予防

本市は、過去に河川洪水による大きな被害を受けたが、河川の護岸や下水道施設の整備により、河川洪水が原因となる水害は大きく減少した。

今後においても、豪雨時の破堤・溢水等による氾濫防止のため、河川に関する水防施設・設備の整備と水防監視体制の強化に努める。

1 河川の改修方針

区分	概要
二級河川	県が維持管理を実施する。 (平作川については、昭和49年7月の集中豪雨で大災害を受けたことから、国の災害復旧事業等による改修が実施されている)
準用河川	浸水危険箇所の整備が完了したため、維持管理を実施する。
普通河川	暫定整備は完了したため、維持管理を実施する。

2 河川の浚渫及び維持補修

公共下水道未整備区域の排水路及び土砂堆積や既設石積の崩落の著しい河川については、必要により浚渫及び補修を行うものとする。

3 重要水防区域（河川）及び箇所指定

県は神奈川県水防計画（以下「県水防計画」という。）に基づき、大雨等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所（二級河川）として、重要水防区域及び重要水防箇所を次のとおり指定する。

河川名	場所及び地先名	種別	延長等
平作川	久比里2丁目	陸閘 (りっこう)	1箇所
	衣笠栄町2丁目～ 衣笠栄町3丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町2丁目	堤防高	200m
	衣笠栄町3丁目	堤防高	100m

4 水防警報を行う河川

水防法第16条第1項に基づき、神奈川県が水防警報を行う河川（二級河川）を県水防計画に定める。

河川名	区域概要
平作川	衣笠栄町3丁目JR橋梁から海まで
鷹取川	神応橋から海まで
竹川	左岸：武3-329-1地先、右岸：武3-319-2地先に設置した標柱から松越川合流点まで
松越川	左岸：長坂2-16-2地先、右岸：佐島773-3地先に設置した標柱から海まで

5 水位周知河川における水位到達情報

県は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】に達したときは、水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知するものとする。併せて、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおり。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位【C】に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】に到達したとき

6 氾濫危険水位等の指定

(1) 氾濫危険水位等の指定

県は、二級河川の各水位観測地点における、住民避難や水防活動の目安となる、水防団待機水位【A】、氾濫注意水位（警戒水位）【B】、避難判断水位【C】、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）【D】を指定する。

(2) 河川の水位基準

区分	概要
水防団待機水位【A】 (通報水位)	水防団が出動するために待機する水位
氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位【C】	高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいい、避難指示の発令判断の目安となる水位

(3) 水位観測所名及び洪水氾濫危険水位等一覧表

河川名	水位観測所名	水防団待機水位【A】 (通報水位)	氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	避難判断水位【C】	氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)
平作川	根岸歩道橋	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
鷹取川	神応橋	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
竹川	大橋	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m
松越川	新佐島橋	0.75m	1.45m	1.90m	2.35m

第3節 内水氾濫の予防

都市構造の変化や降雨形態の変化によって雨水の流出量が増加しており、全国的に浸水被害が頻発していることから、ハード対策及びソフト対策の両面から効率的で効果的な浸水対策を推進する。

1 管渠の整備・維持管理

上下水道局は、下水道整備の動脈である管渠に関しては、下水道計画区域内の未整備地区において、整備の推進を行う必要がある。

また、既設下水道管渠、水路及びその付帯施設のうち、閉塞、破損などのあるものについては、清掃、浚渫及び修繕を行い、災害時にその能力を最大限に発揮できるよう維持管理を行う。

2 排水施設の整備

関係部局は、現在、都市の集積等により浸水被害が生じている地域の浸水被害の解消に向けて、排水施設の整備を推進する。

3 雨水流出抑制策の促進

関係部局は、雨水調整池の整備、透水性舗装の促進、雨水浸透ますの設置等により雨水流出抑制を行う。

第4節 高潮災害の予防

東京湾沿岸は、その地形から台風などによる高潮の影響が大きく、風向きによっては波浪も大きくなる。

相模湾沿岸は、外洋に面しているため、台風などによる高潮及び波浪の影響が大きく、浸水や海岸浸食のおそれがある。

このことから、関係部局は、神奈川県策定の東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模湾沿岸海岸保全基本計画で定める防護すべき地域及び防護水準に基づき海岸保全に努める。

1 東京湾沿岸海岸保全基本計画及び相模湾沿岸海岸保全基本計画

(1) 防護すべき地域

防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予想される地域であり、具体的には、防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のものが発生するなど大きさに幅があり、またその対応方法にもソフト・ハード対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は、次のとおりとする。

区 分	概 要
高 潮	朔望平均満潮位に想定される最大の偏差を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。
波 浪	○港湾海岸は、原則として 50 年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。 ○一般及び漁港海岸は、原則として 30 年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて柔軟に対応する。

2 防潮扉等の維持管理

県は、市内にある県管理の防潮扉の維持管理を適正に行う。

3 重要水防区域（海岸）及び箇所指定

県は、高潮等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所（海岸）として、重要水防区域及び重要水防箇所を次のとおり指定する。

海岸名	場所及び地先名	延長等
横須賀海岸 （大崩浜田）	秋谷 5,594 番地（字大崩 5,594 番地）から 秋谷 5,295 番地（字浜田 5,295 番）	1,333m
横須賀海岸 （長井）	長井 1 丁目 29 番地（字大木根 1,169 番地）から 長井 3 丁目 9 番地（字岡崎 9 番地）	270m
	防潮扉 1 号から 2 号	2 箇所(10m)

4 水防警報を行う海岸

水防法第 16 条第 1 項に基づき、県が水防警報を行う海岸は次のとおりである。

海岸名 地区海岸名	区 域
横須賀三浦海岸 長浜地区	横須賀市長井町字長浜 3,882 番地先に設置した標柱から 三浦市初声町和田字赤谷 3,522-12 番地に設置した標柱まで
横須賀海岸 長井地区	横須賀市長井町字大木根 1,169 番地先に設置した標柱から 横須賀市長井町字岡崎 9 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 秋谷地区	横須賀市秋谷字海老田 4,282 番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字後 321 番地先に設置した標柱まで
横須賀海岸 大崩浜田地区	横須賀市秋谷字大崩 5,594 のイ番地先に設置した標柱から 横須賀市秋谷字浜田 5,295 番地先に設置した標柱まで

5 水位周知海岸における水位到達情報

県は、知事が指定した海岸について、水位が高潮特別警戒水位に達したときは、水防管理者に通知するとともに、これを一般に周知するものとする。併せて、避難のための指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

また、県は、高潮特別警戒水位を下回り、氾濫のおそれなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫発生情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到した場合、または高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合（ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く）
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

6 高潮特別警戒水位の指定

(1) 高潮特別警戒水位の指定

県は、水位周知海岸の水位観測所における、住民避難や水防活動の目安となる、高潮特別警戒水位を指定する。

(2) 水位観測所名及び高潮特別警戒水位等一覧表

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
横浜港南部	横須賀	T. P. 1.40m	横浜港海岸 根岸湾周辺地区、金沢地区、平潟湾周辺地区、 横須賀港海岸 追浜地区 堀割川、宮川、侍従川、鷹取川
横須賀港北部	横須賀	T. P. 1.70m	横須賀港海岸 追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、 新港地区、平成地区、大津・馬堀地区、 走水地区、観音崎地区 鷹取川
横須賀港南部	横須賀	T. P. 1.80m	横須賀港海岸 鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区、野比地区 平作川
金田湾	横須賀	T. P. 1.50m	北下浦漁港地区 長沢地区、津久井地区

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
相模灘 東部	油壺	T.P. 1.10m	横須賀三浦海岸 横須賀海岸 竹川・松越川

※T.P. (Tokyo Peil) …東京湾平均海面。日本の標高の基準となる海水面の高さ。よって、「T.P. 1.10m」は、東京湾平均海面より 1.1メートル高い海面を意味する。

第5節 土砂災害の予防

土砂災害は、地形や地質等を素因とし、集中豪雨や長雨などを誘因として発生するものであり、土砂災害の未然防止と発生した場合の被害最小化のため、危険箇所の把握と平時からの防災対策の推進に努める。

1 ハード対策の推進

土砂災害を防止するため、県による急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域の指定による土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、危険ながけや擁壁の安全管理の助言をし、個人が行うがけ崩れ対策工事を促進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊により相当数の住家に被害が生じる地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定する。

項目	概要
指定基準	○傾斜度が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ ○崩壊により危害が生じるおそれがある住家が5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域

(2) 地すべり防止区域の指定

地すべり等防止法第3条に基づき、現に地すべりを起こしている区域または地すべりをするおそれのきわめて大きい区域と、これと隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発するおそれのきわめて大きいもので、公共の利害に密接な関連を有するものを、県知事の意見を聞いて国土交通大臣が指定する。

(3) がけの改善事業

事業等の名称		対象の概要	内 容
県の事業	急傾斜地崩壊対策事業	○角度 30 度以上、高さ 5 m 以上の自然がけ ○崩壊により被害を受ける住居が 5 戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の事業	既成宅地防災工事等助成事業	○角度 30 度以上、高さ 2 m 以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけ ○がけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介する。
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成等規制法、急傾斜地法、建築基準法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けた者	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構により工事費の貸付を受けられる。

2 土砂災害防止法による対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発に対する許可制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的とする。

(1) 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として「土砂災害警戒区域」を、土砂災害によって、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害特別警戒区域」を指定する。

種 別	災害種別	区 域
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面上端から 10m 以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から高さの 2 倍（50m を超える場合は 50m）以内）
	土石流	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
	地すべり	地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）において、地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250m を超える場合は、250m）の範囲内の区域
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり	土砂災害警戒区域のうち、土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域内における各種規制

土砂災害特別警戒区域においては、非自己用住宅、社会福祉施設、学校、医療施設などの開発行為に対する許可制（県知事）、新築建築物等の構造規制（市建築主事又は指定確認検査機関）、建築物の移転などの勧告（県知事）がなされることとなる。

3 その他の対策

(1) 都市計画法による特定開発行為の規制

都市計画法は、都市計画区域内における一定の開発行為を規制するため開発許可制度を設けており、法第 33 条第 1 項第 7 号により、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていることが許可の基準の一つとして規定されている。

また、同項第 8 号においては、自己居住住宅や業務用の非居住建築物等以外の目的での開発許可にあっては、開発区域内に次の土地を含まないこととされている。

- ・ 建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域
- ・ 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- ・ 土砂災害防止法第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域

(2) 宅地造成等規制法に基づく防災の指導

都市部は、宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約 80%を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3) 安全管理の啓発等

土木部は、県と連携し、がけ崩れ災害を防止するため、がけの所有者に対して安全管理に関するパンフレットを配布するなど、がけ崩れを誘発する行為の防止や日頃からがけの現況を把握するよう啓発する。

また、毎年土砂災害防止パトロールを実施するほか、市民からの情報に基づき調査を行い、必要に応じて改善工事の助言を行う。

第6節 その他都市施設の防災化の推進

1 道路の防災対策

(1) 道路の安全性の確保

関係部局は、都市計画道路をはじめとした幹線道路の拡充に努めるとともに、急傾斜地に隣接する道路については、法面処理工や落石覆工などの対策を実施する。

また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上防止等、転落防止対策を推進する。

(2) 資機材、人員の確保

関係部局は、災害時に備え、応急復旧に必要な資機材や人員が不足する場合を考慮し、平常時から業界団体等との協定を締結し、道路の早期啓開を実施できる体制を整える。

2 建築物等の防災化

(1) 建築物の災害対策

建築物における風水害への備えや災害危険箇所等について、所有者、管理者、占有者等に周知し、自主的な防災工事への取り組みを促す。

(2) 公共建築物等の災害対策

風水害時避難所や公共施設については、浸水や土砂災害に対する安全性を検証し、必要に応じて対策を講じるなど、災害時においてもその機能を維持できるよう努める。

特に、施設に地下空間を有している場合は、地下浸水による人的被害や施設の機能停止を防止するため、必要な浸水被害防止策を講じる。

また、施設に付属する設備や敷地内樹木、街路樹等の適切な維持管理を実施し、台風等による倒壊や倒木等の予防に努める。

(3) 文化財等の災害対策

管理者等に対する防災知識の普及を図り、管理・保護について指導、助言を行う。

文化財指定の建物については、適時・適切な修理や周辺環境の整備を行い、風水害に対する予防措置を図る。

第7節 ライフライン施設の強化

1 水道施設の対策

風水害時における水道施設の安全対策を次のとおり実施する。

項目	概要
施設の適切な維持管理	風水害に対して安全な構造となるよう、必要な防護施設の整備を行う。
対応体制の強化	○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市、民間企業との連携強化

2 下水道施設の対策

風水害時における生活環境保全のための対策を実施する。

項目	概要
ポンプ場・処理場における対策	○風水害時に円滑に排水が行えるよう、下水処理場やポンプ場等主要施設に防護設備を整備する。 ○自家発電装置の設置及び浸水対策を進める。
対応体制の強化	○災害に備えた各種計画の向上 ○職員の被災時対応能力の強化 ○他都市、民間企業との連携強化

3 その他ライフライン施設の対策

電気、ガス、電話・通信施設等のライフラインは、市民生活及び施設の機能維持に欠かすことのできないものであることから、風水害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や耐水化、代替設備の整備などの対策を実施する。

なお、具体については、「地震災害対策計画編第2部第1章第3節 ライフライン施設の強化」に準じる。

4 鉄道施設の対策

風水害時における旅客の安全と円滑な輸送を確保できるよう次の対策を実施する。

項目	概要
施設・設備の防災化	○盛土、のり面、橋りょう、高架橋などの施設の点検を行い、必要に応じて補強を行う。 ○あらかじめ、風水害時における要注意構造物を特定しておく。
運行停止時の対応の検討	○災害により運行停止した場合の旅客への対応について、事前に検討する。 ○駅舎・駅周辺での旅客の混乱防止措置について、事前に検討する。

第8節 公共の空地、施設の事前把握

大規模な風水害の発生時においては、地震災害時と同様に防災関係機関による救援活動や応急仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理など様々な応急対策活動や復旧復興活動が並行して行われ、これらの活動のために多くの公共空地や施設（以下、空地等）が必要となり、更にはそのニーズは時系列で変化していく。

そのため、地震災害に備えた空地等の情報を活用し、災害発生時には空地等を主要対策のために利用する。

第9節 円滑な復興・復旧のための事前対策

関係部局は、円滑な災害復旧・復興に資するため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努める。

第3章 防災力強化の取り組み

第1節 消防力の整備・強化

1 風水害への対応力の強化

消防局は、風水害時の水防活動や避難誘導などの応急対策を実施するため、職員の非常配備体制を整えるとともに、ゴムボート、船外機、ショベル、つるはし等の風水害対応資機材を消防署所等に整備し、風水害への対応力強化を図る。

2 消防団の対応力強化

消防団は、風水害対応資機材を整備するとともに、地域特性の理解や水防訓練の実施等による活動技術の習得により対応力の強化を図る。

3 水災消防計画等の策定

風水害時における水災の警戒、防ぎよ等の活動及び住民救出活動の効果的な実施を図るため、水災警防規程等の事前計画を策定する。

第2節 情報受伝達体制の整備

1 風水害に関する情報収集・伝達体制の整備

関係部局は、関係機関が実施する気象予報・警報等の防災情報の質的向上のための観測・測定施設の整備に協力するとともに、観測データ等の相互利用を進めるなど連携強化に努める。

なお、情報伝達体制の整備については、「地震災害対策計画編第2部第2章第2節 情報通信網の整備」から「第4節 行政情報管理システムの保護」に準じ実施する。

2 噴火に関する情報収集体制の整備

富士山が噴火した場合の本市への影響は、噴火の規模や風向、降雨等の状況に左右されるため、情報収集が非常に重要となる。

このため、関係部局は、神奈川県及び関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図り、富士山噴火時における適切な判断が行えるようにする。

第3節 防災備蓄の推進及び給水体制の整備

各部局は、風水害に対する必要な資機材を整備する。

その他、防災備蓄及び応急給水については、「地震災害対策計画編第2部第2章第6節 飲料水等の給水体制の整備」に準じ実施する。

第4節 学校等の防災力の強化

1 防災体制の構築推進

教育委員会は、風水害時における児童・生徒・教職員の安全確保のため、「地震災害対策計画編第2部第2章第7節 学校等の防災力の強化」に準じ、所管する学校及び幼稚園（以下、学校(園)）における防災体制を構築するとともに、これらが各学校(園)や地域の実態に即したものになるよう見直しや改善の指導・助言を適宜行う。

また、学校(園)は、教職員並びに児童生徒に対し、大雨、強風、台風、高潮等の風水害による被害防止のための防災教育を実施する。

2 私立学校や社会福祉施設、児童福祉施設等の安全対策の推進

市内の私立学校は、県からの指導により安全対策を推進する。また、市内公立校学校と同様の対応をとることも重要であるので、関係部局は、本市の防災対策に関する情報を提供する等の支援を行う。

また、高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設や「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」で対象とする認可保育所、幼稚園、認可外保育施設、学童クラブ等児童が通所して利用する施設や入所する児童養護施設等（以下、児童福祉施設等）における安全対策については、「地震災害対策計画編第2部第11章第3節 要配慮者対策の推進」及び「第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進」に基づき実施する。

2 風水害時の避難に関する普及啓発方法

風水害時に安全に避難を行うためには、風水害時避難所の意味合いの理解や場所を日頃から把握することが大切であるとともに、状況に応じた適切な避難行動をとることが重要である。

そのため、危機管理課は避難体系図や風水害時避難所などを掲載した防災マップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施する。

第2節 風水害時避難所等

風水害時避難所とは、大雨や台風などの風水害により自宅が被害を受ける、又は被害を受ける危険度が高まった場合など、避難が必要となった方が一時的に避難する施設である。

1 風水害時避難所の指定及び指定解除

危機管理課は、浸水や土砂災害からの安全性を考慮して風水害時避難所を指定する。

また、指定した施設に変更があった場合や浸水想定区域などの警戒を要する区域指定があった場合は、必要に応じて風水害時避難所指定の解除を実施する。

項目	概要
風水害時避難所の選定基準（概要）	<p>風水害時避難所として選定するには、原則として、次の各項に掲げる要素を満たしていることを要する。</p> <p>ただし、従前から応急避難所（風水害）として選定されていた施設に限り、地域状況を鑑みて、必要と認める施設にあっては、以下の基準に関わらず選定することができる。</p> <p>1 施設の要素</p> <p>(1) 避難者を収容するスペースとして合計 40 m²以上の床面積を有すること。 （避難者 1 人あたりの占有面積を 2 m²として、20 人以上収容）</p> <p>(2) 固定電話を有すること。</p> <p>(3) 主たる施設管理者や鍵の管理者が定められており、無人の時間帯にあっても市からの連絡に応じて施設を開放することができること。</p> <p>2 立地的要素</p> <p>(1) 建物が各種浸水想定区域外であること。</p> <p>(2) 建物が土砂災害特別警戒区域外であること。</p> <p>(3) 建物が土砂災害警戒区域内にある場合は、下記項目を満たしていること。ただし、学校施設（校舎・体育館）は除く。</p> <p>① 高さ 5 m 以上かつ傾斜角 30 度以上の自然がけ（土砂の崩落を防止する工事が施工されていないもの。）の下端に面している場合は、下記項目に示すような、土砂の崩落から避難者を一時的に守るために有効な構造等を有していること。</p> <p>ア 斜面との間に他の建物や河川などの構造物があり、土砂崩落の影響を直接受けることが少ない立地であること。</p> <p>イ 建物が鉄筋（鉄骨）コンクリート造であること。</p> <p>ウ 土砂崩落に対して有効な防護壁が整備されていること。</p> <p>② 他の避難所へ移動する場合の主たる経路が土砂災害特別警戒区域を通過せず、車や徒歩により容易に移動できること。</p>

2 避難所の周知

危機管理課は、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所を周知する。

また、避難時の諸注意についても合わせて周知を図る。

3 自主避難者受け入れ体制の整備

危機管理課は、風水害時に自らの判断で避難を希望する方を受け入れる施設について、コミュニティセンターと体育会館を自主避難所と定め、その中から気象の状況や風水害の規模により、開設する施設を決定する。

また危機管理課は、自主避難所を運営する職員をあらかじめ定め、研修を実施するなど必要な準備を行う。

第3節 浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備

1 浸水想定区域等の把握・周知

本市及び関係機関は、大雨や高潮による浸水が予測される地域における浸水情報の伝達、円滑かつ迅速な避難体制の確立を図るために必要な事項を次により定める。

(1) 浸水想定区域の指定等

県は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、本市域の二級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、洪水浸水想定区域図を公表する。

また県は、水防法第14条の3に基づき、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により、本市域の海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定し、高潮浸水想定区域図を公表する。

上下水道局は、水防法第14条に基づき、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、本市域の公共下水道施設が雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定する。

(2) ハザードマップの作成

危機管理課は、県作成の洪水浸水想定区域図に基づき、平作川、鷹取川及び竹川・松越川の洪水浸水想定区域における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。

また、県作成の高潮浸水想定区域図に基づき、東京湾沿岸及び相模灘沿岸の高潮洪水浸水想定区域における水位情報の伝達方法、風水害時避難所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた高潮ハザードマップを作成・公表する。

上下水道局は、下水道の雨水排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水の予想区域、浸水に対する事前の備え、避難所などの情報を示した内水ハザードマップを作成・公表する。

2 情報の伝達

危機管理課は関係部局と連携し、浸水想定区域における情報の伝達体制を次のとおり整備する。

項目	概要
防災行政無線	防災行政無線放送による伝達
防災情報メール	防災行政無線の放送内容をメールにより配信
防災情報テレホンガイド	防災行政無線の放送内容を自動音声により案内
SNS	市公式ツイッター、LINEにより配信
テレビのデータ放送	防災行政無線の放送内容をテレビの文字情報により案内
広報車	水位情報、避難指示を対象区域に伝達
各戸への巡回	避難指示の対象世帯の巡回による避難呼び掛け

第4節 土砂災害警戒区域等における警戒・避難体制の整備

本市では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難情報等の伝達方法、避難所、その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を次により定める。

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある区域として「土砂災害警戒区域等」を指定する。

2 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や風水害時避難所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表することで、風水害時における避難の普及啓発を行い、市民の防災意識の向上を図る。

3 情報の伝達

土砂災害警戒区域等における情報の伝達体制は、「第3節 浸水想定区域等における警戒・避難体制の整備」に準じ整備する。

4 要配慮者利用施設への情報伝達

要配慮者利用施設への情報伝達については、「第5節 地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備」に準じ、関係部局が危機管理課と連携し整備する。

第5節 地下街や要配慮者利用施設等に対する情報伝達体制の整備

1 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等及びの範囲

水防法に規定する地下街等及び大規模工場等の範囲、また、水防法及び土砂災害防止法に規定する、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（以下、要配慮者利用施設）の範囲は、次のとおりとする。

項目	概要
地下街等の範囲 ※1	地下街、地下鉄駅、地下駐車場等
大規模工場等の範囲 ※1	延べ面積が1万㎡以上で所有者又は管理者から申出があったもの
要配慮者利用施設の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設（老人福祉施設、身体障害者施設、児童福祉施設、保護施設、母子福祉施設、その他これらに類する施設）※2 ○幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学 ○病院、診療所（有床に限る）、助産所（有床に限る）

※1 令和3年度において浸水区域内における地下街等及び大規模工場等の該当施設なし

※2 土砂災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域内にあるその他これらに類する施設は、別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」のとおり。

【別紙は、令和4年3月に完成予定】

2 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設への情報伝達

危機管理課は、水防法第15条に規定する洪水予報等を伝達しなければならない浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、「緊急通信FAX」等を用いて避難情報や水位情報などの情報伝達する体制を整備する。

項目	概要
伝達内容	<ul style="list-style-type: none"> ○平作川、鷹取川、竹川・松越川における避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報 ○東京湾沿岸、相模灘沿岸における高潮特別警戒水位到達情報 ○避難指示及び緊急安全確保 ○その他、浸水対策上、有効な情報

第5章 災害対応組織の整備

第1節 初動体制の強化

風水害時は、警戒、初動段階における気象警報等の伝達や事前の対策により被害を軽減できる可能性があるため、次により風水害時における配備体制等の強化を推進する。

1 警戒期・初動期の連絡体制の確立

警戒期・初動期における連絡体制を次のとおり整備する。

連絡手段	概要
気象警報、水防警報等の受伝達	関係部局は、気象庁が発表する気象警報や県が発表する水防警報等を迅速・適確に受伝達できる体制を整備する。
緊急情報メール	危機管理課は、音声通話の規制や通信の輻輳がある状態でも比較的通信が確保される電子メールにより、職員に配備体制を一斉同報する体制を整備する。
各部局における緊急連絡	災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想される。 そのため、各部局は緊急情報メールの活用を図るとともに、勤務時間外においても適切に職員間の連絡が行われるよう連絡体制の整備を図る。

2 職務代行者の事前指定

警戒・初動期において、幹部職員が参集するまでの間、または幹部職員の判断を仰ぐことができない場合の意思決定を遅滞なく行うため、次のとおり市長及び各部局長の職務代理者を、第3順位まで事前に定める。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 副市長 第3順位 市民部長
副市長 (災害警戒本部長)	第1順位 副市長 第2順位 市民部長 第3順位 危機管理課長
各部局長	各部局活動細部計画で指定する。

第2節 災害に対する組織体制

本市では、次の組織体制により風水害時の災害応急対策を行うものとする。

1 風水害対応に関する設置組織の区分

(1) 各部局対応

通常業務の延長線上で、情報収集や各種（事前）対策を実施する。

(2) 災害警戒本部

災害対策本部の設置に至らない状況においては、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき「横須賀市災害警戒本部」（以下、災害警戒本部）を設置し、災害種別に応じた関係部局が情報共有を行うことにより、本市域における災害対策等を推進する。

(3) 災害対策本部

大規模な風水害による被害が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

2 配備指令の発令基準等

各部局対応、災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発表または発生した場合に事態の推移に合わせて設置・配備する。

設置区分	配備指令種別	配備指令発令基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、高潮、暴風の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、高潮、暴風等により市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき (※)	全部局 (※)
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報（火山噴火を除く）、または神奈川県東部に「顕著な大雨に関する情報」が発表されたとき。ただし、特別警報等が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数力所で甚大な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

3 配備職員の事前指定等

(1) 配備職員の指定

各部局長は、各配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準により配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
各部局対応	部局配備	各部局の活動細部計画により定める。
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員

(2) 実践的な応急体制の構築

各部局長は、配備職員の指定にあたっては、災害が発生した場合の災害応急対策が迅速かつ的確に実施されるよう職員の居住地、災害規模、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等による参集困難等を勘案した実践的な配備体制となるよう考慮する。

また、災害時の参集及び配備、自己の任務について認識させるとともに、参集途上や初動時から適切な行動がとれるよう努める。

4 訓練等の実施

風水害の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、実災害時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

5 指定管理者への監督等

本市は、一部の公共施設の管理について、住民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度により民間事業者等に施設運営を委ねているが、公共施設は、災害時には応急活動拠点等の重要施設としての役割を果たすことになる。

このことから、関係部局は指定管理者制度により施設を運営する場合は、災害発生時に適切な安全管理及び施設の機能維持が行われるよう指定管理者と調整を図る。

第6章 災害に強い人づくり・地域づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

風水害による被害を最小限に留めるためには、行政機関と住民が連携して活動することが重要である。

そのため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験を持つことを目的として防災知識の普及啓発に努める。

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

また、災害に対する本市の責務を遂行するため「地震災害対策計画編第2部第10章第3節 防災訓練等の実施」により防災訓練を実施する。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施	○風水害に関する知識
危機管理カードや 啓発資料の作成・配布	○地域防災計画等の内容 ○職員のとるべき行動
各種防災訓練への参加促進	○応急救護の方法
新規採用時の研修会実施	○その他必要な事項

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象に下表による防災知識の普及・啓発や、「地震災害対策計画編第2部第10章第2節 自助のための防災力の向上」及び「第3節 防災訓練等の実施」に示す非常用備蓄品及び持ち出し品の周知や、訓練を行い、自助のための防災力の向上を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	○自主防災活動の重要性 ○気象や風水害に関する知識と日頃の備え
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	○横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 ○自宅における安全確保の方法 ○風水害時における避難の判断方法
テレビ、ラジオ、新聞等の活用	○風水害時避難所の役割
広報紙の活用	○応急救護、救出救助、安否情報の確認の方法 ○大雪時の外出自粛や自宅周囲の除雪等、住民自らの雪への対応
SNS（市公式ツイッター、LINE）の活用	○災害教訓の伝承 ○その他必要な事項

第2節 災害ボランティア活動の環境整備

風水害後の家屋内の清掃や住宅周辺の清掃、廃棄物の運び出しなど被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応し、生活の安定と再建を進めるには、ボランティアの協力が不可欠である。

そのため、災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう、「地震災害対策計画編第2部第10章第4節 災害ボランティア活動の環境整備」に基づき、関係団体と連携した環境整備や被害状況に応じたボランティアの受入体制を整備する。

第3節 災害に強い地域づくりの推進

1 地域における防災活動の推進

災害発生時には防災関係機関による防災活動のみならず、地域における自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

とりわけ、風水害に関しては、事前に気象情報等の情報を収集することにより被害の軽減が図れることから、「地震災害対策計画編第2部第11章 災害に強い地域づくりの推進」に基づき風水害の特性を考慮した取り組みを着実に推進する。

2 事業者による被害軽減の取組み

事業者は、「地震災害対策計画編第2部第11章第2節 事業者の防災活動の促進」に基づき防災活動を推進する。なお、事前に予想される風水害の被害予測時間帯によっては、従業員等の早めの帰宅を推進する等、帰宅困難者の発生防止のための必要な体制を整備する。

第4節 要配慮者対策の推進

1 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう、「地震災害対策計画編第2部第11章第3節 要配慮者対策の推進」に示す横須賀市災害時要援護者支援プランを運用するなど、風水害の特性を踏まえた要配慮者対策を推進する。

なお、自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設などの要配慮者利用施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項 目	基 本 方 針
設備等の安全化	排水施設の適切な管理を行うとともに、重要施設については防水対策を実施し、ライフライン停止時においても施設機能を維持できるように努める。
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設利用者の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料、医薬品や感染症対策品の備蓄に努める。
防災教育、 防災訓練の充実	職員の風水害対応に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、利用者の状況に応じた防災訓練を行う。
緊急連絡体制の 整備	○保護者や家族等と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡網や安否確認の方法を整備する。 ○災害時における輻輳・通話規制時においても関係機関へ連絡が行えるよう、携帯電話メール等による通信運用の整備に努める。
施設入居者への 防災知識の普及	施設の利用者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。
防災計画の策定	風水害時には施設の立地条件等が大きく影響するので、ハザードマップ等を参考に土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害リスクを把握し、職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた実効性のある防災計画を作成する。
地域社会との連携	災害時における避難行動を円滑に行うため、日頃から地域にとけ込んだ施設となるよう、地域住民との連携を強め、災害時には協力が得られる体制づくりに努める。

2 避難確保計画の作成

(1) 避難確保計画の作成

別紙「地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地」に定める、土砂災害警戒区域、洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項又は土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成する。

- ア 洪水時等又は土砂災害時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の洪水時等又は土砂災害時の避難誘導に関する事項
- ウ 洪水時等又は土砂災害時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 洪水時等又は土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
- カ その他利用者の洪水時等又は土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(2) 避難訓練の実施、報告

別紙に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第5項又は土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、洪水時等又は土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施し、市長に報告する。

(3) 自衛水防組織の設置

別紙に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条第1項に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努める。

3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制

国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築する。

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について次の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進める。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○（施設内の体制）	○（防災情報）
(イ) 避難誘導	○（利用者の誘導方法）	○（避難先、避難路）
(ウ) 避難施設	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○（組織）	○（業務内容）

出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における 避難計画点検マニュアル（平成29年6月国土交通省 厚生労働省）」

4 外国人への支援

市長室は、日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の災害時における安全を確保するため、NPO法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力のもと、次のとおり実施する。

項目	基本方針
外国人向けの防災・災害情報の提供	○在住外国人向けの多言語パンフレットの配布のほか、ひらがな・英文による防災情報メールサービスを提供する。 ○外国人及び災害時外国人サポーター向けの講座を開催するなど様々な機会を通じて、防災・災害情報の提供を行う。

項 目	基 本 方 針
情報提供時の配慮	<p>○多言語による情報提供を行うとともに、生活習慣等に違いがあることから、日本では常識である情報についても積極的に提供する。</p> <p>○避難に関する案内や情報提供の際に、やさしい日本語やピクトグラム(絵文字)を使用する等の工夫を図る。</p>
国際交流ボランティアの活用	<p>平時から国際交流ボランティア団体の活動を支援し、在住外国人への防災・災害知識の普及啓発に努める。</p>
外国人向け防災放送	<p>気象警報など緊急性の高い情報については防災行政無線で日本語と英語の放送を行う。</p>
外国人を交えた防災訓練	<p>○地域に居住する外国人の状況を把握した上で、町内会・自治会等の協力を得ながら、外国人を交えた防災訓練を実施する。</p> <p>○外国人を雇用している企業では、外国人を交えた防災訓練の実施を心がける。</p>

第5節 児童福祉施設等における防災対策の推進

1 施設等の防災対策の推進支援

関連部局は、児童福祉施設等において、災害に対する安全対策が適切に図られるよう「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」を策定し、防災環境の整備や支援等を行う。

2 施設等における安全対策

児童福祉施設等の施設管理者は、「第4節 要配慮者対策の推進」及び「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に基づき、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。

第6節 男女共同参画の推進と多様な性の尊重

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

その際は、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

1 風水害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、風水害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

区分	時間の目安	重点事項
警戒期	気象警報等の発表 ～災害対策本部設置	職員の動員、情報収集、自主避難の受け入れ体制、配備指令の検討、水防活動（発生防止）
初動活動期	災害対策設置 ～3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集、避難指示、人命救助、水防活動（拡大防止）
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

風水害については、気象予報や気象警報などを総合的に判断し事前の対策をすることで、今後起こりうる災害の被害を軽減することが可能な場合がある。

一方、災害発生後は、避難指示・緊急安全確保の発令及び避難誘導、救出救助など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先とし常に状況把握を行い、その状況に応じた的確な判断と迅速な行動を行うことで災害応急対策活動のその後の成否が決まる。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施するとともに、被災状況に応じて災害救助法の適用要請を行うことが、後の被災者の生活再建支援及び住民生活の安定化につながる。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

第2章 災害対応組織の設置

第1節 風水害発生時の配備指令の発令

本市域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「部局配備」、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
各部局対応	部局配備	大雪注意報又は大雨、洪水、暴風、高潮の警報のいずれかが発表されたとき	関係部局
災害警戒本部	警戒配備	○大雨、洪水、暴風、高潮等により市内で災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき ○大雪、暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき ○台風接近により災害発生のおそれがあるとき ○富士山に対する噴火警報が発表されたとき(※)	全部局(※)
災害対策本部	1号配備	○風水害、火山噴火による被害が多発または継続したとき、又はそのおそれがあるとき ○本市に特別警報(火山噴火を除く)、または神奈川県東部に「顕著な大雨に関する情報」が発表されたとき ただし、特別警報等が発表された段階において、2号配備または3号配備に該当する被害が生じている場合は、その状況に応じた配備体制とする	全部局
	2号配備	○台風、集中豪雨等により市域の複数箇所で甚大な被害が発生し市域に被害が拡大したとき、又はそのおそれがあるとき ○災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	
災害対策本部	3号配備	台風、集中豪雨等により市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき	全部局

※ 富士山に対する噴火警報内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第2節 災害警戒本部等の設置・運営

市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を災害警戒本部長（以下、警戒本部長）とする災害警戒本部を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図る。

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 風水害発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて設置する。

(2) 設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第5章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合、危機管理課はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

(1) 災害警戒本部の構成員

区分	指名職員	概要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市民部長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

(2) 運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。なお、緊急性を要する事項については、事前に危機管理課に報告するものとする。
被害情報の共有	危機管理課は、被害状況や風水害に関する情報などをとりまとめ、警戒本部会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、被害状況の把握が終了し、警戒対応が概ね完了したと認めるときは災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

5 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

第3節 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、必要に応じて市長を災害対策本部長（以下、本部長）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、「第1節 風水害発生時の配備指令の発令」に定める基準により設置する。

(2) 設置権限の代行

災害対策本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第5章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

項目	概要
設置場所	横須賀市小川町 11 番地 消防局庁舎 4 階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎の機能停止等となった場合は、市役所本庁舎 5 階正庁等使用可能な施設にて設置する。

2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

3 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において風水害による被害が発生するおそれが概ね解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときには、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者等に通知する。

第 4 節 災害対策本部の組織と運営

災害対策本部の組織と運営については、「地震災害対策計画第 3 部第 2 章第 4 節 災害対策本部の組織と運営」を準用する。

第3章 職員の配備・参集

第1節 職員の配備

1 職員の配備

各対策部長（部局長）は、「第2章第1節 風水害発生時の配備指令の発令」により市長等が各配備指令を発令した場合、「第2部第5章第2節 災害に対する組織体制」に基づきあらかじめ指定した職員の配備を行う。

2 配備の対象外職員

災害発生時において、被災、急病、負傷等で応急活動に従事することが困難である者、交通の途絶により参集が不可能なもの、その他本部長等が認める者は、配備から除く。

なお、配備に就くことが不可能な職員は、第3節「参集・配備の手順及び留意事項等」に準じて対応する。

第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、上司等の指示を待つことなく指定された配備場所に参集する。

なお、市民安全対策部避難所支援班は、市民安全対策部長等からの指示に基づき指示された行動を取るものとする。

第3節 参集・配備の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、「第1節 職員の配備」及び「第2節 職員の参集」によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項目	概要
勤務時間内における気象警報、情報等の覚知及び配備	<ul style="list-style-type: none">○危機管理課は、県防災行政通信網、テレビ、ラジオ等により市域の気象警報や気象情報、及び水防警報の発表を覚知する。○職員は、総合対策部（危機管理課）による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長（部局長）等の指示により配備に就く。○状況により、危機管理課又は関連部局のみで部局配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。

項 目	概 要
勤務時間外における災害情報等の覚知及び参集・配備	<p>○職員は、緊急情報メール、部局内の緊急連絡網、防災行政無線、テレビ、ラジオなどにより、市域で発生した災害を覚知する。</p> <p>○職員は、各対策部の配備体制に基づき、自らや家族等の安全を確保した後、指定された配備場所に参加し配備に就く。 なお、市民安全対策部避難所支援班は、市民安全対策部長等からの指示に基づき指示された行動をとることとする。</p> <p>○状況により、危機管理課もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
参集ができない場合の措置	<p>職員は、万が一の被災や道路交通の不通等で、あらゆる手段によっても指定配備場所に参加できない場合は、次により対応する。</p> <p>○通信連絡により、所属対策部もしくは平時における所属長に、参集不可能の旨可能な範囲で連絡する。</p> <p>○参集途上で、橋りょうの損壊等により指定配備場所への到達が不可能となった場合は、一時的に最寄りの行政センターに立ち寄り、市の対策状況や被害状況の情報入手に努め、その後の適切な対応ができるようにする。</p>
現に災害が発生している際の参集時の留意点	<p>○徒歩、自転車、バイクによる参集を基本とし、自動車は極力利用を避ける。</p> <p>○食料、最小限の衣服、携帯ラジオ、懐中電灯等必要な物品を携帯する。</p> <p>○自宅から参集する際は、特に指示があった場合を除き動きやすい服装とする。</p> <p>○参集途上や対応現場への出向途上において、市民等から救助要請を受けた場合は、次のとおり対応することを基本とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消防職員、危機管理課職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員 <ul style="list-style-type: none"> ・参集や現場への出向を優先とする。 ② 上記①以外で緊急性のある業務を担当する職員 <ul style="list-style-type: none"> ・独力で対応が可能な場合は救助にあたる。 ・独力で対応が不可能な場合は、近隣の市民等に援助要請し、集まった方からリーダー役を選出し、事情を説明した上でその後の救助は市民等に任せ、参集・出向に戻る。 ③ 上記以外の職員 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市民等への援助要請までは②と同様とし、その後周辺の救助が一段落するまではその場に留まり救助活動を行う。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等にかかる基本方針

1 情報受伝達にかかる基本方針

(1) 基本方針

地震災害発生時の情報受伝達活動と同様に、風水害時においても時期に応じた情報の受伝達が求められるが、風水害はその発生までに時間的猶予がある。

このことから、早期に的確な気象情報や避難関連情報を受伝達することによって、大規模な被害を抑えることが可能である。

また、風水害発生後においても、当然のことながら正確な情報に基づいた対応が求められるため、風水害の特性を踏まえた防災関係機関との緊密な連携による情報の受伝達活動を実施する。

(2) 情報官の配置

各対策部で情報を扱う際には、情報受理の確実な確認と各方面から受理した情報の真偽の確認が必要となる。

そのため、各対策部は、情報処理を一元的・俯瞰的に行う「情報官」を配置し、災害対策本部内全体での適切な情報処理を図ることとする。

2 住民への情報伝達にかかる基本方針

災害時の広報は、住民の不安の解消や市内の混乱防止、市民生活の安定化などのために重要であることから、実情に即した各種情報伝達手段を活用して、速やかに災害に関する情報の伝達や広報を実施する。

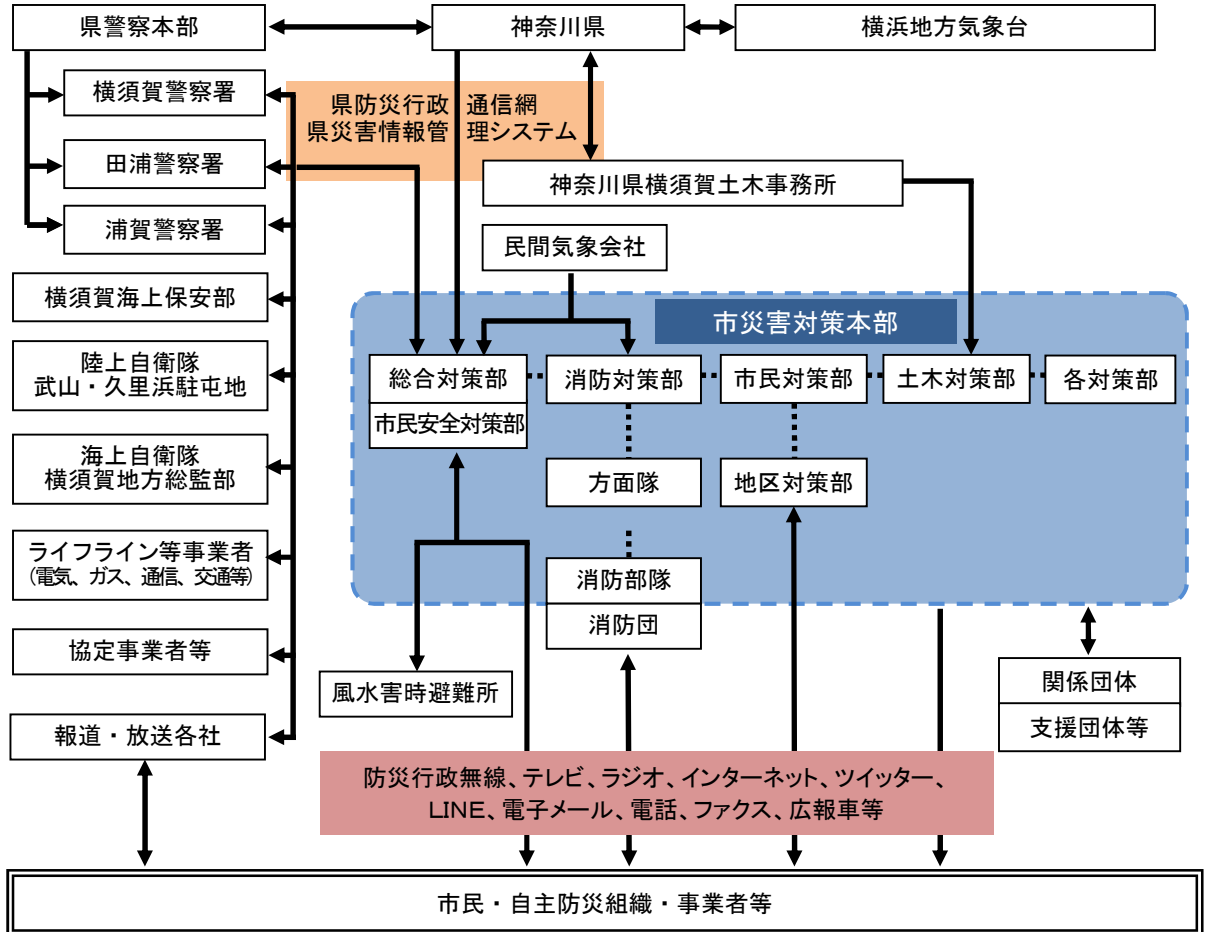
第2節 災害対策本部での情報の収集

災害対策本部での情報の収集は、「地震災害対策計画第3部第4章第2節 災害対策本部での情報の収集」に基づき、風水害の発生状況に応じて行う。

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

風水害時における情報の受伝達系統の概要は次のとおり示す。



2 情報の受伝達体制の確立

風水害が発生した場合、各対策部は、直ちに電話、ファクス、防災行政無線等の通信機器の点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び県、警察、ライフラインその他の関係機関との情報連絡体制を確立する。

第4節 気象警報等情報の収集及び報告等

1 情報の収集及び伝達の実施

各対策部及び防災関係機関等は、「地震災害対策計画編第2部第2章第2節 情報通信網の整備」に記載する情報通信手段を活用し、災害情報の収集及び伝達を次により実施する。

項 目	概 要
気象情報の伝達	総合対策部は、気象庁が発表する警報や気象情報及び「第7章第1節 水防活動の基本方針」に示す県横須賀土木事務所が発表する水防警報などを総合的に分析することで配備体制を決定し、庁内放送及び緊急情報メール等で直ちに各対策部に伝達する。
総合対策部による情報収集	○総合対策部は、各対策部、警察、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオを活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。 ○総合対策部は、消防局庁舎3階の第2・第3会議室に情報整理分析班を配置し、市民からの被害通報の受理体制を整える。
所管施設等の被害情報	各対策部は、所管施設や設備等の被害の概況をとりまとめ、第1報として、発災から1時間以内に総合対策部へ報告する。 ○人的被害、職員の参集状況 ○所管施設及び設備等の被害状況 ○事務室の被害状況及び通信の確保の状況
ライフラインの被害情報	○ライフライン関係機関は、所管事業に係る被害の概況をとりまとめ、定時ごとに市災害対策本部総合対策部へ報告する。 ○総合対策部は、ライフラインの被害について、急を要するもの及び応急対策のため即時に災害対策本部全体に情報共有が必要な事項は、庁内放送等により伝達を行う。
とりまとめ情報の提供	○総合対策部は、各対策部及び防災関係機関、ライフライン関係機関等から報告された被害状況をとりまとめ、災害対策本部員会議で報告する。 ○総合対策部は、関係機関への伝達が必要と判断される取りまとめ情報について防災関係機関に提供する。
伝令等の活用	各対策部は、いかなる通信手段も用いることができない場合には、伝令による情報伝達を検討するとともに、伝令のための人員確保ができない場合は、災害対策本部室への掲示も考慮する。
災害対策基本法第54条に基づく対応	○各対策部は、市民等から災害発生のおそれのある異常な現象（建物倒壊、異常水位、がけ崩れ、火災等）の発見について通報を受けた場合又はその通報を受けた関係機関から報告を受けた場合は、総合対策部に連絡する。 ○総合対策部は、上記連絡を受けた場合は、その旨を速やかに県・気象台その他の機関に通報する。

2 神奈川県及び消防庁への報告

総合対策部及び消防対策部は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告する。

項目	概要
県への被害報告	○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。
火災・災害等即報要領による報告	○前記とは別に、消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、県に被害の状況を報告する。 ○災害により多くの死傷者が発生するなど、消防への通報が殺到した場合はその状況を、直接即報基準に該当する場合は被害の状況を、消防庁及び県に報告する。 ○発災後の第1報は消防対策部が行い、その後の報告は総合対策部が行うことを原則とする。

3 災害情報等の記録

災害情報の記録について、次のとおり規定する。

項目	概要
災害情報の記録	各対策部は、災害情報の受伝達に際しては、緊急度・重要度により整理し、正確に記録しなければならない。
記録映像等の確保	各対策部は、災害応急対策の実施に際しては、必要に応じて画像、映像の撮影を行い、災害画像等の確保に努める。

第5節 市民等への情報伝達

風水害時における市民への情報伝達は、次により実施する。

また、応急活動期や復旧活動期における災害広報及び公共施設等での広報、報道機関への情報提供については、「地震災害対策計画編第3部第4章第5節 市民への情報伝達」及び「第6節 報道機関への情報提供」に基づき、風水害の特性を踏まえ実施する。

項目	概要
事前の情報伝達	気象庁が発表する警報や気象情報のうち、市民が注意や警戒をする必要があると判断するもの及び土砂災害警戒情報など住民に早期に身の安全の確保を促すものについて、防災行政無線及び防災メール等で伝達する。

項 目	概 要
災害発生直後の 情報伝達	<p>災害発生直後は、次に示す生存関連情報及び混乱防止情報を中心に伝達を実施する。</p> <p>なお、伝達については「地震災害対策計画編第 3 部 第 4 章 第 4 節 災害情報の収集及び報告等」にあるとおり、被災状況に応じてあらゆる手段を活用し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生した事案に関する情報 ○住民に対する避難指示に関する事項 ○市災害対策本部の運営状況、災害救助活動の状況 ○被害状況と被害拡大防止に関する情報 ○避難所、救護所等の支援情報 ○電話回線やライフラインの状況 ○その他混乱防止に関する情報
災害に関する 警報などの放送要請	<p>総合対策部は、伝達内容が緊急を要する場合には、災害対策基本法第 57 条に基づき放送要請を放送事業者に行う。</p>

第5章 避難対策

第1節 避難対策にかかる基本方針

風水害は、地震やその他突発的な災害と比べて、災害発生までの猶予時間があることや危険地域の予測等がある程度できている等の違いがあるので、風水害時における避難対策は、これらの特性理解や入手情報に基づき、適切な避難対策を講じ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態において、浸水等による建物への危険がない場合には、屋外での避難行動が危険を及ぼす場合もあるため、自宅での安全確保措置など適切な行動を選択する。

また、大規模な風水害により交通障害が発生した場合には、駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策にあたる。

第2節 避難情報の発令

1 避難情報の類型

災害の危険が迫っている場合に出される避難情報の種別と住民のとるべき行動等は次のとおりである。

避難情報等	住民がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●住民がとるべき行動： <u>命の危険 直ちに安全確保！</u> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民がとるべき行動： <u>危険な場所から全員避難</u> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	住民等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民がとるべき行動：<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●住民がとるべき行動：<u>自らの避難行動を確認</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●住民がとるべき行動：<u>災害への心構えを高める</u> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 高齢者等避難の発令

高齢者等避難は、住民に災害への備えを促すものであることを踏まえ、市内全域に発令するものとする。

また、高齢者等避難は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
<p>高齢者等避難 発令基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○横須賀市に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量50mm以上の降雨が観測された場合 ○台風等の上陸接近が予想される場合 ○その他、今後の気象状況等により災害発生のおそれがある場合

3 避難指示の発令

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

(1) 災害種別に応じた発令基準

避難指示は、災害の危険度や切迫性の高まった状況で発令されるものであるため、水位や雨量などの指標や土砂災害の前兆現象など、風水害における災害種別に応じた具体的な発令基準を次のとおり定める。

a. 土砂災害

避難すべき区域としては、土砂災害警戒区域等ごとに、必要に応じて避難すべき区域を判断するものとする。

また、土砂災害警戒区域外において土砂災害による被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	土砂災害警戒情報が横須賀市に発表され、かつ次のいずれかの条件があてはまる場合 ○神奈川県土砂災害警戒情報システムで「避難開始の目安(うす紫)」となった場合。 ○土砂災害の危険が予測される箇所の巡視において、前兆現象(斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生)が確認された場合 ○同区域内で、住民から小規模のがけ崩れの通報が複数あった場合 ○土砂災害防止法に基づき、国や県から土砂災害が急迫している区域や時期に関する土砂災害緊急情報が提供された場合 ○近隣で土砂災害による人的被害もしくは住家の半壊以上の被害が発生した場合 ○近隣で土砂移動現象、切迫度の高い前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等)が確認された場合

b. 河川洪水

対象河川は、市内を流れる二級河川のうち、住家への浸水が想定されている平作川、鷹取川、及び竹川・松越川とし、避難すべき区域としては、洪水浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の河川において洪水による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した場合 ○1時間雨量が60mmを超え、かつ2時間降雨予測が120mmを超える場合 ○内水氾濫により、30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水のおそれが明確にある場合

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○今後の潮汐や気象状況により、河川洪水の危険性が非常に高い場合 ○河川洪水が発生した場合

c. 内水氾濫

避難すべき区域としては、内水氾濫による浸水想定区域のうち、浸水深が 50cm を超えると予想されている範囲内とする。

また、浸水想定区域外やその他の地域において内水氾濫による浸水が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○1 時間雨量が 60mm を超え、かつ 2 時間降雨予測が 120mm を超える場合 ○30 cm 以上の浸水が発生し、気象状況等により、浸水深が継続または増加することが見込まれる場合 ○今後の潮汐、河川水位や気象状況により、50 cm 以上の浸水が発生することが見込まれる場合 ○家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合

d. 高潮災害

避難すべき区域としては、高潮浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内を対象とするほか、過去に高潮による越波や浸水が発生した地域については、その時の風向・風速や潮位により個別に判断する。

なお、避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

種 別	概 要
避難指示 発令基準	○高潮警報が発表された場合 ○海岸に係る水防警報が発令された場合 ○風向・風速などから、越波・越流の危険性が非常に高いと判断される場合 ○高潮により人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される場合 ○海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがある場合 ○異常な越波・越流が発生する場合

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。(災害対策基本法第 60 条)

また、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、危険地域の住民に対し、緊急安全確保措置を指示する。(災害対策基本法第 60 条第 3 項)

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	危険の切迫により市長の判断を仰ぐいとまがない場合や市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者（副市長又は市民部長）が市長の権限を代行し実施する。 なお、実施後直ちにその旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が避難指示・緊急安全確保の措置を実施できない場合には、知事が市長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、市長に通知する。（災害対策基本法第 60 条第 6 項）
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が避難指示・緊急安全確保の措置を行ういとまがないとき、または市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、直ちに当該地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置を行う。 なお、実施後直ちにその旨を市長等に通知する。（自衛隊法第 94 条）

（３）避難情報の伝達

実施者は、避難指示・緊急安全確保の措置を実施する際には、次の事項を住民等の対象者に伝達する。

なお、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係部局及び関係機関と綿密な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○実施責任者 ○避難事由（危険の状況）及び避難すべき対象区域 ○避難先（市長が必要と認めるとき） ○避難経路 ○注意事項（服装、携行品、火気の始末、ブレーカーの遮断等）
住民等への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象世帯数等に応じて、自主防災組織、警察、消防対策部、消防団等との緊密な連携のもと、防災行政無線、防災情報メール、広報車、各戸呼びかけ、FM 放送などを用いて実施する。 ○発令内容を市ホームページへ掲載する。 ○緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条に基づき放送事業者への協力要請を行う。
関係機関等への連絡	避難指示・緊急安全確保の措置を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

市長は、避難指示・緊急安全確保の措置を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網 FAX 等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○避難指示・緊急安全確保の措置の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

(5) 避難指示・緊急安全確保の措置の解除

市長は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難指示・緊急安全確保の措置を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

4 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、市長不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。

代行者	概要及び法的根拠
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、災害対策基本法又は警察官職務執行法に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。

(2) 警戒区域の明示

総合対策部は、警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示する。

また、避難に関する情報伝達と同様に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

(3) 避難所への受け入れ

総合対策部は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がいる場合は、必要に応じて避難所を開設して受け入れを行う。

(4) 警戒区域の解除

市長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

第3節 風水害時避難所等の開設・運営

1 自主避難所の開設

自主避難所は風水害の状況に応じて、市内の体育会館やコミュニティセンターを開設する。

2 自主避難所の運営管理

自主避難所の運営にあつては、「地震災害対策計画編第3部第5章第3節 震災時避難所の開設・運営」に定める震災時避難所の運用に準じて実施し、避難所支援班員にあつては、市民安全対策部からの指示により指定された自主避難所にて対応することとする。

3 風水害時避難所の開設

風水害時避難所は被害規模に応じて、次の通り開設する。

区分	概要
局所的に開設する場合	避難指示・緊急安全確保の措置が局所的に発令された場合、市民安全対策部は安全かつ避難住民の居住エリアに近い風水害時避難所を選定し、開設する。
全市的に開設する場合	○避難指示・緊急安全確保の措置が市内の広範囲に発令された場合、市民安全対策部は市立小中学校の風水害時避難所を優先的に開設する。 ○町内会館・寺院などで避難所を開設した場合、住民による運営を基本とする。なお、移動による二次被害の影響がない場合には可能な限り、前記の避難所へ避難者を集約させる。

4 風水害時避難所の運営管理

風水害時避難所の運営にあっては、「地震災害対策計画編第3部第5章第3節 震災時避難所の開設・運営」に定める震災時避難所の運用に準じて実施し、避難所支援班員にあっては、市民安全対策部からの指示により指定された風水害時避難所にて対応することとする。

第4節 要配慮者の避難対策

要配慮者に対する避難対策は、「地震災害対策計画編第3部第5章第5節 要配慮者の避難対策」に準じて実施する。

第5節 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者が発生した場合における対応は、「地震災害対策計画編第3部第5章第6節 帰宅困難者への対応」に準じて実施する。

第6章 消防・救急対策

第1節 風水害時における活動指針

1 消防活動の実施事項

消防対策部及び消防団は、風水害の災害特性を考慮し、次の項目を基本として消防活動を実施する。

事項	概要
情報収集	的確な消防活動を行うため、気象情報、水位、潮位及び波高などの情報、被害の発生状況、消防部隊等の活動状況、その他必要な情報を収集する。
警戒監視活動	災害の早期発見と被害状況などの把握のため、浸水想定区域や近年がけ崩れが発生した箇所などの災害危険箇所を中心に、消防部隊等により巡回警戒活動を実施する。
広報活動	避難指示・緊急安全確保の措置が発令された場合には、避難対象地域の住民に対して避難指示・緊急安全確保の措置の内容を伝達する。
避難誘導	避難指示・緊急安全確保の措置が発令された場合には、避難対象地域の住民の避難誘導を実施する。
災害防除活動	がけ崩れや河川の氾濫、堤防・護岸の決壊等が発生するおそれのあるとき、又は発生した場合は、人命の安全確保を基本とした二次災害の発生に留意し、災害防除活動を実施する。

2 災害活動組織

消防対策部は、台風や集中豪雨等の風水害に対処するための災害活動組織として、次のとおり設置し、本章に定める対策を実施する。

なお、警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織編成計画により定めるほか、消防部隊を増強し災害活動組織の増強を図る必要がある場合は、非常配備体制を発令する。

組織区分	組織の長の名称	対象者
警防本部	警防本部長	消防局長
方面隊	方面隊長	消防署長

第2節 救助・救急活動

風水害時における救助・救急活動は、震災時と比較して想定される倒壊家屋が少ないことから負傷者数も膨大にはならず、浸水家屋からの救出、がけ崩れによる生き埋めからの救出が中心と想定される。

このことから、風水害による被災の規模に応じて、「地震災害対策計画編第3部第6章第3節 救助活動」及び「第4節 救急活動」に準じて実施する。

第7章 水防対策

第1節 水防活動の基本方針

1 水防活動の実施

水防法により、市は水防管理団体として市域内の水防を十分に果たさなければならない。

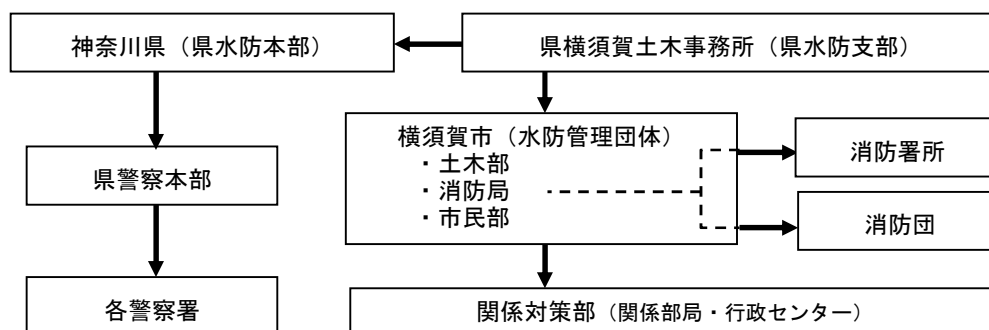
このことから、関係対策部は、水防法の規定により県から次の水防警報発表の通知を受けた場合には、事態に即応した水防活動を実施する。

種類	発表基準	内容
待機	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき	○出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの ○水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの
準備	雨量、水位、流量その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能などの点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
指示	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こるおそれがあるとき	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの
解除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの

2 水防警報の伝達

県横須賀土木事務所から、県防災行政通信網FAX等により水防警報発表の通知を受けた土木対策部、消防対策部、市民安全対策部は、各対策部間で情報共有を行い、水防活動の調整を行う。

【水防警報の伝達経路】



3 市管理河川及び海岸における水防活動の取扱

県が水防警報を発表した場合、関係対策部は、水防警報の対象となっている河川の付近にある市管理河川及び同一海岸線にある市管理海岸について、水防警報の内容に準じた活動を行うものとする。

第2節 警戒監視

1 河川水位・雨量・潮位・波高の監視

関係対策部は、水防活動の判断を行うため、関係機関が提供する気象情報や雨量水位情報、潮位、波高等を活用するとともに、これら機関と緊密に連携し状況監視を行う。

なお、各河川の水位観測所名と監視水位は下表のとおり。

河川名	水位観測所名	水防団待機水位【A】 (通報水位)	氾濫注意水位【B】 (警戒水位)	避難判断水位【C】	氾濫危険水位【D】 (洪水特別警戒水位)
平作川	根岸歩道橋	1.65m	2.50m	2.60m	3.10m
鷹取川	神応橋	1.20m	1.40m	1.55m	1.60m
竹川	大橋	0.50m	1.80m	2.00m	3.00m
松越川	新佐島橋	0.75m	1.45m	1.90m	2.35m

また、水防警報を行う海岸の水位観測所名と高潮特別警戒水位等は下表のとおり。

海岸名	水位観測所名	高潮特別警戒水位	区域
横浜港南部	横須賀	T. P. 1.40m	横浜港海岸 根岸湾周辺地区、金沢地区、平潟湾周辺地区、 横須賀港海岸 追浜地区 堀割川、宮川、侍従川、鷹取川
横須賀港北部	横須賀	T. P. 1.70m	横須賀港海岸 追浜地区、深浦地区、長浦地区、本港地区、 新港地区、平成地区、大津・馬堀地区、 走水地区、観音崎地区 鷹取川
横須賀港南部	横須賀	T. P. 1.80m	横須賀港海岸 鴨居地区、浦賀地区、久里浜地区、野比地区 平作川
金田湾	横須賀	T. P. 1.50m	北下浦漁港地区 長沢地区、津久井地区
相模灘東部	油壺	T. P. 1.10m	横須賀三浦海岸 横須賀海岸 竹川・松越川

2 水位情報の伝達

関係対策部は、神奈川県等から氾濫注意水位超過等の水位情報を受信した場合、総合対策部と避難対策や水防活動の総合調整を行う。

また、土木対策部は、量水標により把握した水位情報について、必要に応じて県横須賀土木事務所に報告する。

第3節 水防活動

1 水防信号の伝達

関係対策部は、水防団員（消防団員）の出動、又は住民の立ち退き等を知らせるため、神奈川県水防信号規則の規定に基づき、水防信号の発信を行う。

2 防潮扉、陸閘（りっこう）の操作

県土木事務所は、水防警報（指示）を受信した場合や高潮警報が発表された場合など、関係団体の協力のもと、防潮扉及び陸閘の閉鎖を行う。

防潮扉、陸閘の場所は下表のとおりである。

河川名・海岸名	場所名	種別	箇所
平作川	久比里2丁目	陸閘	1箇所
横須賀海岸	長井1丁目	防潮扉	2箇所

3 活動用資機材の調達

関係対策部は、防災資機材倉庫及び各部局が設置する倉庫等に備蓄した、水害、土砂災害及び高潮災害を防除する資機材を使用し、災害防除活動を行う。

また、資機材で不足する場合は、協定事業者等からの緊急調達を行うものとし、緊急調達してもなお不足をきたし水防活動に支障がある場合は、県横須賀土木事務所に資機材の提供を要請することとする。

4 決壊、越水等の通報

各対策部は、堤防が決壊・越水し、又はこれに準ずべき事態の発生を覚知した場合は、直ちにその旨を該当河川管理者に通報する。

河川名	管理者	連絡先
平作川	神奈川県	県横須賀土木事務所
鷹取川		
竹川		
松越川		
上記以外の河川	横須賀市	土木対策部（河川・傾斜地課）

5 決壊、越水後の措置

堤防が決壊・越水し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、総合対策部、消防対策部、地区対策部は、住民の避難及び救出活動を第一に行い、土木対策部、消防対策部及び消防団は、災害緊急協力事業者等と協力し、決壊箇所の状況に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害拡大の防止に努める。

第8章 土砂災害対策

第1節 警戒期における対策

大雨警報や土砂災害警戒情報の発表直後において、土砂災害による被害が発生していない段階での主要な対策は次のとおりとする。

1 前兆現象の早期把握

土木対策部、消防対策部、及び関係対策部は、積極的な危険箇所へのパトロールや、市民からの通報への対応により、土砂災害の前兆現象及び災害状況の早期把握に努める。

なお、土砂災害の発生が予想される場合は次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化する。

事 項	概 要
重点的に警戒・巡視すべき箇所	○最近土砂災害が発生した箇所 ○急傾斜地崩壊危険区域の内、施工前及び施工中の箇所 ○宅地造成中の箇所 ○土砂災害特別警戒区域

2 避難情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合又は土砂災害の発生が予想される場合には、総合対策部は関係対策部と連携し、防災行政無線、防災情報メール等により住民に対し注意・警戒を喚起し、状況に応じて「第5章 避難対策」に基づき避難指示・緊急安全確保の発令、伝達を行う。

なお、各対策部はこれらの情報を必要に応じて所管施設や関係機関、施設利用者等に周知する。

3 住民が行う安全確保行動

住民は、市から大雨警報、土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの自宅等の立地条件や世帯の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅もしくは町内会館等への自主避難を行う。

なお、各対策部は住民から所管・関連施設への自主避難の希望があった場合は、これらの自らが行う安全確保を支援するために自主避難所を開設するなど、自主避難者受け入れ体制を確保する。

第2節 二次災害防止対策

1 監視活動等による二次被害の防止

各対策部は、行方不明者の捜索活動や応急工事の実施に際しては、降雨等の気象状況に十分注意しつつ、崩壊面、その周辺斜面及び堆積土砂等について監視を行う。

また、崩落面への防災シート被覆や応急排水路等の措置により、被害拡大の防止に努めるとともに、崩落土砂の放置により人命・財産等への被害拡大のおそれがあるものや生活道路の封鎖により日常生活に重大な影響が及ぶものについては、必要箇所の除去を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

都市対策部は、土砂災害や豪雨等により広範囲な宅地が被害を受けた場合は、必要に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を求め、調査を実施する。

3 警戒区域の設定

市長は崩落現場及びその周辺において、安全が確認されるまで、居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定による立ち入り規制等の必要な措置を実施する。

第9章 雪害対策

第1節 基本方針

大雪による都市機能の阻害、交通の途絶、孤立など雪害による人的被害を最小限に抑えるとともに、都市機能のいち早い回復に向けた対策を実施する。

第2節 応急活動体制

1 大雪注意報等の発表に基づく体制構築

関係対策部は、横浜地方気象台が大雪注意報を市域に発表した場合は、積雪に備えた準備を実施する。

なお、大雪警報等の発表や雪害が発生、又は発生する恐れがある場合は、第2章に定める体制に移行する。

2 帰宅困難者対策

(1) 市の対応

総合対策部及び市民安全対策部は、状況に応じて駅周辺に帰宅困難者の一時滞在施設を民間施設の協力を仰ぎながら開設し、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報提供等を行う。

(2) 鉄道・バス事業者の対応

鉄道・バス事業者は、利用者へ運行状況等の情報提供に努めるとともに、それぞれが有する施設・機能を十分に活用し、駅周辺における混乱防止に努める。

また、市が帰宅困難者用の一時滞在施設を開設した場合は、市と連携し一時滞在施設の案内を行う。

(3) 企業・事業所等の対応

企業・事業所及び不特定多数の者が利用する施設の管理者は、大雪に関する情報を収集した上で、組織内に的確に伝達し、「地震災害対策計画編第2部第4章 帰宅困難者対策の推進」及び「地震災害対策計画編第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」に準じて、帰宅困難者の発生抑止に努める。

3 応援要請

総合対策部は、市域全域における積雪により既存の体制では孤立者や被災者の救助・救出が不可能と認めた場合は、神奈川県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

4 除雪・排雪対策

(1) 除雪対策

自宅及び自宅周囲の生活道路などの除雪は住民によることが原則であるが、除雪が困難であり、かつ住民の救助・救出が必要な場合には、消防対策部を中心に関係対策部及び関係機関が連携し、自主防災組織や近隣居住者等から協力を仰ぎ活動にあたることとする。

(2) 排雪対策

道路管理者は、雪捨場の設定の際は、交通の障害にならないよう配慮する。

第3節 交通・ライフライン対策

1 道路交通対策

道路管理者は、その管理する道路について関係機関と連携し早急に被害状況を把握し、降雪による交通事故防止のため、必要に応じて交通規制を実施する。併せて、主要な道路に関しては除雪等を実施するとともに、大雪等の災害時において道路上の放置車両により緊急車両の通行や除雪作業に支障がある場合は、災害対策基本法に基づき、関係機関と連携して車両を移動するなどして道路機能の確保に努める。

2 鉄道対策

鉄道事業者は、利用者への適切な情報提供に努めるとともに、鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、除雪の実施、応急復旧等を行う。

第10章 火山灰対策

第1節 基本方針

神奈川県及び関係機関から火山噴火に関する情報を迅速かつ的確に収集し、市民等に伝達するとともに、火山活動の長期化や降灰等の活動状況に応じた対策を実施する。

第2節 応急活動体制

1 情報収集及び伝達

関係対策部は、富士山の噴火が確認された場合、「第3部第4章 情報の収集と伝達」に基づき、神奈川県、横浜地方気象台、警察署及び防災関係機関との情報収集・伝達を密に行い、降灰に備える。

2 避難対策

総合対策部は、国から伝達される下表のゾーン区分に基づき、噴火時の避難、警戒範囲を設定する。

また、降灰とともに大雨警報が発表された場合には、土石流が発生するおそれのある危険区域の住民等に対して、避難の指示を行う。

避難等の範囲	噴火の状況	ゾーン区分	避難の考え方
降下物危険範囲	大量の降灰、火山れき等の降下	降下物危険ゾーン (第5次ゾーン)	風下にあたる地域の住民等に対して、堅牢な建物等への屋内避難の呼び掛け
降下物注意範囲	比較的多くの降灰、火山れき等の降下	降下物注意ゾーン (第5次ゾーン)	風下にあたる地域の住民等に対して、屋内避難の呼び掛け
土石流警戒範囲	火山灰堆積時	土石流危険ゾーン	危険区域の住民等に対する避難の指示

3 応援要請

総合対策部は、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、他の市町村長に対し応援要請を行い、若しくは神奈川県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求をする。

4 災害広報

総合対策部は、関係対策部及び関係機関と協力し、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、降灰による健康被害防止、その他必要な事項について広報を実施する。

5 健康相談

健康対策部は、県及び関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、状況に応じて健康相談窓口を開設するなど、市民からの健康に関する相談を受け付ける。

第3節 交通・ライフライン対策

1 上下水道施設の点検

上下水道対策部は、火山灰による施設への影響について調査・点検し、必要な対策を実施する。

2 交通・ライフライン対策

(1) 交通対策

道路管理者は、降灰による交通事故防止のため、必要に応じて交通規制を実施する。

なお、降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、応急復旧対策を講ずる。

(2) 鉄道対策

鉄道事業者は、降灰により鉄道施設が被害を受けた場合は、速やかに応急復旧対策を講ずる。

(3) 電気・通信施設等の対策

電気通信事業者は、各施設の機能維持を図るとともに、降灰により障害が発生した場合は、速やかに応急復旧対策を講ずる。

第11章 医療救護対策

第1節 医療救護活動にかかる基本方針

風水害時において各医療機関は、可能な限り通常の診療を継続し、救護が必要な被災者等への医療及び助産の提供実施を原則とする。

1 医療救護体制

風水害時において通常の医療体制で対応が可能なときは、救急隊による患者搬送を行い救急告示病院等における医療救護活動を実施する。

なお、負傷者の多数発生や受け入れ可能病院が不足する場合は、次により医療救護を実施するほか、被害規模に応じて、「地震災害対策計画編第3部第7章 医療救護対策」に準じて実施する。

事項	概要
医療機関の体制	災害拠点病院及び応急二次病院に指定されている医療機関は、災害の状況に応じて、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制の準備を整える。
地域医療救護所の設置	健康対策部は、被害状況により医療機関で対応できないと認められる場合は、市医師会との連携により地域医療救護所を設置する

第12章 保健衛生・防疫対策

第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針

被災地域においては、上下水道などのライフラインの被害等で衛生状態が悪化し、感染症がまん延するおそれがあるほか、避難生活の長期化による健康状態の悪化なども懸念される。

特に水害時においては、下水やし尿の氾濫、腐敗物の漂着や散乱、長時間の浸水などにより環境状態がより悪化する可能性がある。

このことから、「地震災害対策計画編第3部第8章 保健衛生・防疫対策」に準じ、被災状況に応じた感染症の防止措置等を的確に実施するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第13章 緊急輸送・交通規制対策

第1節 緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針

風水害時には、様々な社会的混乱による交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態の中で、負傷者の搬送、人員・物資の輸送のための緊急輸送道路及び緊急輸送手段を確保することが重要となるため、警察等関係機関と協力して緊急輸送及び交通規制対策を的確に実施する。

1 緊急輸送の実施

関係対策部は、災害の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難輸送等を円滑に実施する。

なお、緊急輸送は、「地震災害対策計画編第3部第12章第2節 緊急輸送の実施準備」から「第3節 緊急輸送の実施」に準じて実施する。

2 交通規制の実施

風水害による道路施設等の浸水や土砂崩落等により被害が及ぶおそれがある場合には、道路利用者等の安全確保を図るため、必要に応じて迂回路の選定や通行規制措置等を事前に実施し、被害の拡大防止に努める。

また、災害発生現場周辺における交通渋滞は、緊急車両の通行妨害となり、応急対策活動の実施に著しい障害が生じる。

このため、災害発生現場及びその周辺においては警察官と連携を図り、「地震災害対策計画編第3部第12章第4節 交通規制の実施」に準じて、効果的な交通規制を実施する。

第14章 障害物の除去・災害廃棄物等の処理

第1節 障害物除去にかかる基本方針

風水害により道路や河川、港湾に堆積した土砂やがれき等については、その状況を把握し、緊急時に使用する道路等の優先度、市民生活の早期回復を考慮し関係機関と連携し、「地震災害対策計画編第3部第13章 障害物の除去」に基づき、風水害の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 災害廃棄物等の処理にかかる基本方針

大規模な風水害が発生した場合、被災住宅等からの粗大ごみ、損壊家屋等からの廃材、流木等の廃棄物が大量に発生する。

これら廃棄物の処理にあたっては、「地震災害対策計画編第3部第14章 災害廃棄物等の処理」及び国の「水害廃棄物対策指針」に基づき実施し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図る。

第15章 学校等の応急対策

第1節 災害時の学校教育実施等にかかる基本方針

1 災害時における学校教育の実施にかかる基本方針

各学校(園)は、「第2部第3章第4節 学校等の防災力の強化」に基づき、風水害時における児童・生徒の安全確保及び学校教育の確保を各学校(園)の特性や立地場所、天候の状況を考慮して図るものとする。

また、教育対策部は、児童・生徒の安全のための的確な指示や報告を実施するため、学校(園)との連絡手段を確保する。

2 災害時における児童福祉施設等の対応にかかる基本方針

児童福祉施設等の施設管理者は、各施設の防災マニュアル等に基づき、施設の特性や立地場所、天候の状況等を考慮して災害時における児童の安全確保を図るものとする。

第 16 章 公共施設対策

第 1 節 公共施設の応急対策にかかる基本方針

不特定多数の利用者がある公共施設や公園などの指定管理者を含む施設管理者は、風水害時における各施設の特性や立地場所、天候の状況等を考慮し、「地震災害対策計画編第 3 部第 17 章 公共施設対策」に準じ利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。

第 17 章 被災宅地の危険度判定

第 1 節 被災宅地の危険度判定の実施

都市対策部は、風水害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を迅速に実施する。

なお、被災宅地の危険度判定は、「地震災害対策計画編第 3 部第 23 章第 2 節 危険度判定の実施」に基づき実施する。

第 18 章 被災者の生活支援

第 1 節 被災者の生活支援にかかる基本方針

風水害により住家を失うなどした被災者が、応急仮設住宅の提供や各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる罹災に関する証明書の発行を災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき行うとともに、被災者の居住及び生活の安定化のための支援・対策を地震災害対策計画編に準じて実施する。

第4部 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興事業の推進

第1節 風水害時における復旧・復興事業推進のための基本方針

風水害時における復旧・復興事業については、総合的なまちづくりを中心とする震災復興とは異なり、公共施設の災害復旧事業と被災者の生活再建の個別対策が中心となるため、風水害時には、復興推進会議等、特別な復旧・復興体制を規定しない。

なお、被害が全市域にわたって甚大であり、長期的な視点でかつ計画的に復旧・復興事業を実行するために必要と認められる場合は、地震災害対策計画編第4部に準じて、災害対策本部において復興推進会議を設置し、復興基本指針及び復興基本計画の策定等を決定し、また、復興事業の調整等を行うものとする。

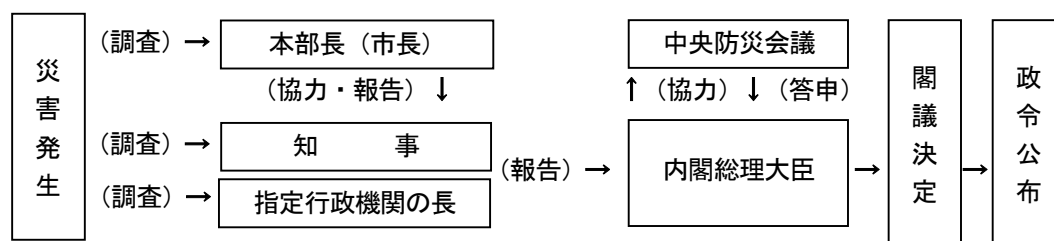
第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定手続き

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚法という。）は、著しい激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化及び罹災者の復興意欲を高めることを目的としたものである。

指定にあたっては、県が施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるので、財務対策部及び関係対策部は連携を図り、県が行う激甚災害に関する調査などについて協力する。

<激甚災害指定の流れ>



※「激甚災害」には、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と市町村単位で災害指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の2種類がある。

2 激甚災害にかかる財政援助の種類

財務対策部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、県の関係部局に提出する。

なお、激甚法による特別の財政援助及び助成等の種類は、「地震災害対策計画編第4部第1章第2節 激甚災害の指定」を参照する。

第3節 災害復旧の推進

各対策部は、公共施設の復旧にあたっては、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

1 被害状況の調査と災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

2 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧計画、原因となった自然的、社会的諸要因について検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

なお、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるための計画をたて、査定を速やかに実施する。

3 災害復旧事業の促進

災害復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

第2章 復旧・復興財源の確保

第1節 財政需要見込額の算定

応急・復旧事業、復興事業にかかる財政需要見込みは、風水害後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料である。

このことから、財務対策部は、復興事業に関する事業概要及び財政需要見込額について、各対策部に照会・集約し、災害対策本部員会議に報告するとともに、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行う。

第2節 財源確保対策

復旧・復興対策に関する財源は、市自らの確保するものと、国へ要望することにより確保するものがあり、具体的には、自主財源の確保、市債の発行、地方交付税、国庫補助金、復興交付金等によるものがある。

1 自らの取り組みによる財源の確保

財務対策部は、財政調整基金等の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保を図るとともに、財政需要見込額の照会とあわせて災害復旧事業債の起債所要額をとりまとめ、起債協議等の手続きを行う。

2 特例措置の要望

財務対策部は、本市において大規模な風水害が発生した場合には、復旧・復興のための国庫補助金や復興交付金、地方交付税の繰り上げ交付など、速やかな財政措置が図られるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努める。

3 公共施設の被災にかかる財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

なお、主な災害復旧事業とその根拠法令等は、「地震災害対策計画編第4部第3章第2節 財源確保対策」を参照する。

4 その他地域復興のための必要な措置の実施

(1) 農林漁業災害資金

経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、生産力の維持増進と経営安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施する。

(2) 中小企業復興資金

経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、(株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫が行う融資制度の周知・あっ旋を行うとともに、地域の金融機関に対して、中小企業向け融資の配慮について協力を求める。

第3章 生活再建支援及び地域復旧対策計画

第1節 被災者の生活再建支援対策

風水害により被害を受けた市民の自力再建を促し、安定した生活の早期回復を図るため、各対策部は住宅対策、経済的支援、雇用対策等を実施する。

なお、実施にあたっては、「地震災害対策計画編第4部第5章第1節 住宅対策から第5節 要配慮者対策及び第8節 復興広報及び被災者支援窓口」による。

第2節 その他地域復旧のための対策

市民生活の安定、社会経済活動の早期回復のため、各対策部は医療機関、社会福祉施設、社会教育施設の復旧・支援を進めるとともに、必要に応じて地域経済回復のための対策を実施する。

なお、実施にあたっては、「地震災害対策計画編第4部第5章第6節 医療・社会福祉施設の復興」から「第7節 文化・社会教育施設等の復興」及び「第6章 地域経済復興支援対策計画」による。

(別紙) 地域防災計画に定める要配慮者利用施設の名称及び所在地

- ※土砂・土砂災害警戒区域(急傾斜・土石流・地すべり)
- ※洪水・洪水浸水想定区域
該当する河川・平(平作川)、鷹(鷹取川)、竹(竹川・松越川)
- ※高潮・高潮浸水想定区域

- 「対象災害」に○が記載されている施設はその災害種別に応じ、以下の事を実施する。
 1. 避難確保計画を作成し、横須賀市へ提出する。
 2. 1に基づいた避難訓練を実施し、横須賀市へ報告する。

令和4年3月現在

番号	施設名称		対象災害		
			土砂	洪水	高潮
			平	鷹	竹
養護老人ホーム					
1	〇〇〇〇	▲▲町1-1-1	○		
2					
介護老人福祉施設					
3					
4	該当施設に関して確認中。 令和4年3月時点の情報を掲載する予定。				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
介護老人保健施設					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
小規模多機能型居宅介護事業所					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
短期入所生活介護事業所					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					

令和4年3月

発行 横須賀市防災会議

事務局：横須賀市 危機管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11